# 監 査 委 員 公 表

# 監查委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県議会議長、長崎県知事及び長崎県教育委員会教育長から平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年 1 月 15 日

長崎県監査委員石橋和正同फ山和弥同山田朋子

H 27-30000-01861 H 27-01090-04363 2 7教 総 第 2 9 7 号 平成27年12月28日

長崎県監査委員 石橋 和正 様 長崎県監査委員 砺山 和仁 様 長崎県監査委員 中村 和弥 様 長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県議会議長 田中愛国

長崎県知事 中村 法道

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置について (通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.20	議会事務局	1総論 (2)按分の考え方 議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と政務活動が渾然一体となり多岐にわたっている。 これらのことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それらの活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当 な場合にあっては、適切な割合又はそれぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は1/2の割合を限度として按分した額を充当できることとし、 その基準は「2 調査研究費」から「11 人件費」までに定めるとおりとする。	いことを手引きに規定するよう見直しを行いました。また、領収証に内訳が記載されていない場合は、経費の内訳が分かる書類を添付するよう見直しを行いました。	
p.21	議会事務局	しかし、今回調査した結果、その支出の妥当性を立証し得るだけの証拠書類の整理保存が不十分である場合が散見された。 ((1)事務所費(結果) 事務所費の場合、運用指針において「自己所有(家族名義を含む)の場合は、賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。」と明記され、又同解説においては、次のような記載がある。 Q親族所有物件、また議員個人が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出に関する考え方は。	親族等との取引については、平成28年度から、領収証等添付様式に「親族関係等の有無」の記載欄を追加すること、及び親族等との取引に関する立書を提出するよう見直しを行いました。 研せて、事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態(親族附等)、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告すること、及び全額充当・按分充当とちらの場合も賃貸借契約書を提出するよう見直しを行いました。	
p.21	議会事務局	は、当該親族の勤務状況が正確に把握できるだけの証拠書類(出勤簿及び勤務日報等、勤務実態及び勤務内容が客観的に分かる資料)の保存等を検討することも必要と思われる。	親族等との取引については、平成28年度から、領収証等添付様式に「親族関係等の有無」の記載欄	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.22		(3)その他(意見) 事務所費、人件費以外の経費についても、支出先が親族等である場合には、その支出の内容及び金額の妥当性について、より明瞭な証拠書類の保存が 必要であると言える。 今回、広聴広報費において、広報誌の印刷を親族が経営する企業に依頼している場合が見受けられたが、その金額の妥当性について確認し得る資料等 の保存がなされていなかった。当該金額の妥当性等を立証できるように、作成した広報誌の現物・印刷部数及び単価の把握はもちろんのこと、配布数 が把握できる証拠書類も保存すべきであったと言える。 今後、説明責任を果たすべく、より明瞭な証拠書類の保存基準について検討を行う必要があるものと思われる。		
p. 23		3 、懇親会費等、食糧費の支出について(意見) 信利会議との一体性等について(意見) 懇親会等の食糧費支出を、政務活動費で充当することは、当然に慎重を期すべきであり、その支出の妥当性については、明確な根拠がなければならない。 の業程費に関しては、政務調査費から政務活動費へ移行したこともあり、運用指針においては、平成24年度までと平成25年度では、その考え方に変化が 見られる。 平成24年度までの運用指針においては、調査研究費の例示としては(ア)交通費(イ)宿泊費が挙げられており、ここでは交付規程別表の調査委託費については触れられていない。 研修費の例示としては、研修会参加のための交通費、宿泊費の取り扱い、参加費会費の取り扱い、交通費を除く経費については領収書を添付するものとすることが記載されている。 そして会議費については、会議等へ出席のための交通費、宿泊費等の取り扱い、懇親会費等の取り扱い、交通費を除く経費については領収書を添付するものとすることが記載されている。 そして会議費については、会議等へ出席のための交通費、宿泊費等の取り扱い、懇親会費等の取り扱い、研修費(会費)の取り扱い、そして会議費 (有消費等の取り扱いを関係している。 「の、の取り扱いを何によっに対して、会議の項目においてのみ記載があり、調査研究費や研修費においては、交付規程別表、運用指針の項目別名 ・こまで確認して、食糧費については、会議費の項目においてのみ記載があり、調査研究費や研修費においては、交付規程別表、運用指針の項目別充 ・ごまで確認して、食糧費については、会議費の項目においてのみ記載があり、調査研究費や研修費においては、交付規程別表、運用指針の項目別充 ・ごまで確認して、食糧費については、会議費の項目においてのみ記載があり、調査研究費や研修費においては、交付規程別表、運用指針の項目別充 ・「意見交換を伴わない会合の会費」という項目がある。 っこまり、定期総会後の思教会、祝賀バーティーや、議員自身が開催するの会議の際に提供する食糧費以外の食糧費については、会議との一体性を有しない場合や、意見交換を行っていなければ、調査研究費や研修費とはて食糧費を充当することができないということになる。 中成25年度に政務活動費となったことに伴い、調査研究費・研修費、会議費の範囲も現立てとなり、その際に会議費においても従来の項目に住民相談会等に変する経費」という項目が動が対すしていうことが、意査研究費を関するとなり、ことでできないということがの意食の参加に要する経費を取れるに、管理をは、理用指針において、「・・・各種会議」といる現金の方に記載され、運用指針において、「・・・・各種会」といる現発を対して、支援を高して、という可能といる場合に会員である場合にとない、の参加が含められた)に記載され、運用指針において、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	懇親会が会議に付随して行われたことが分かる開催案内、式次第等を提出すること、及び忘新年会、慰労会等社会通念上親睦のために開かれるものは、昼間に公的団体の主催するもの以外は原則として充当不可とするよう見直しを行いました。	
p.24		(2)飲食店の領収書による充当について(意見) 今回調査した結果、一部の議員ではあるが、飲食店の領収書のみの添付等により、会議の内容が不明確な食糧費の支出が多く見受けられた。運用指針解説においては、「パー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」は支出に適さない事例として記載されている。運用指針解説においては、「パー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」は支出に適さない事例として記載されている。運用に係るQ&Aにもあるように、懇親会が食事自体を目的とするものでなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していることが必要であると言うことを鑑みれば、平成18年4月の東京地裁判決等にもあるが、政務活動のための会議等を行う場所として、パー・スナック・居酒屋等は適切な場所と言えず、飲食店での会議等は、社会適念上、必要性や相当性が認められなければならないと考えられ、又、運用指針において飲食店の領収書になる当会議自体が発行した会費の領収書であるべきであっていまで当ている他の自治体もあることを踏まえて、添付する例収書は、当該会議自体が発行した会費の領収書であるできであっていくら飲食店で会議を行ったと言っても、その場所で会議を行う特段の必要性や相当性が説明できない限り、飲食店が発行した領収書による充当をするべきではない。現状、パー・クラブ以外の店舗における飲食については、運用指針において支出に適さない事例として明確化されていないこともあり、議員の判断と説明責任のもと充当されているが、より厳格な適用をするための措置を講じるよう検討を行うべきと考える。	し、会合の主催者が発行した領収書のみ充当可と	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 25		交通費に関しては、平成24年度までは領収書の添付に代えて、活動報告書を添付することにより、議員自身の選挙区内で日額5千円、選挙区外及び県外については日額8千円とする定額制と燃料代の支払額を1/2の割合により抜分した額を上限として充当する方法の選択制が採られていたが、平成25年度からは、日額定額制が廃止され、自家用車を利用した場合は、政務活動からに移動した距離に、職員の旅費に関する条例に定める車賃単価(25円/km)を乗じて得た額を活動報告書兼支払証明書に記載し全額を充当する方法と、燃料代の支払額を1/2の割合により按分した額を上限として充当す	所有者、主たる使用者を明らかにして報告しても らうこと、及び活動報告書兼支払証明書に「攻動 活動を行った者」の記載欄を設けて議員の活動と 職員の活動を区別するよう見直しを行いました。	
p.26		5. 資料購入費について(意見) 資料購入費に関しては、その使途が運用指針において下記のように示されている。 「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」とされており、書籍や新聞等の資料(電子書籍等電子データも含む)の 購入及びオンラインサービスにおける会費等に政務活動費を充当することができる。 なお、図書等の購入にあっては、領収書添付様式に書籍名を明示(電子データによる購入の際も同様)することが必要である。 しかしながら、提出された収支報告書等を調査した結果、資料購入費として充当することに疑問が生じる書籍等の購入が散見された。 あくまで資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な知識を得るための情報収集を目的とした図書・資料等の購入に限定されるべきであって、単に一般教養を高めたりするための図書等の購入に関してまでも充当することにはならないのではないかと思われる。 少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を 明らかにして報告してもらうこととするよう見直 しを行いました。	
p.26			事務所状況報告書で所有形態(親族関係等)、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告してもらうこと、及び全額充当・按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出してもらうこととするよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

	【総論】			
報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 27		7・人件費について(意見) 人件費について(意見) 人件費については、その使途が運用指針において下記のように示されている。 「議員(又は会派)が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされており、政務活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあっては1/2の割合により投分した額を上限として充当することができる。 今回、提出された収支報告書等を調査した結果、人件費の全額を政務活動関として充当されているものが散見された。 上記の事務所費と同様に、議員活動の特性を鑑みれば、実態に応じた適切な按分をすることが前提と考えるが、ここで、運用指針解説にある次の解説で、ないまして、 ・ こない、人件費全額へ政務活動費を充当する際には、職員の業務に政務活動以外の業務が含まれていないこと等の確認のため、領収書等に併せて雇用契約書の電数文を基に、提出された雇用契約書の職務内容に「政務調査活動補助」等と記載されていることを確認の上で、人件費の全額を政務活動費として充当されている。 ・ この解説文を基に、提出された雇用契約書の職務内容に「政務調査活動補助」等と記載されていることを確認の上で、人件費の全額を政務活動費として充当されている。 しかし、事務補助職員の人件費の実態確認のため、雇用契約書の他、賃金台帳、勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)、勤務日報等の提出を任意で求めたところ、人件費の全額を充当している場合においても、書類が作成されていない等のケースがほとんどであった。 連用指針解説の 会計処理において、次のように記載してある。 3 、会計帳簿類の整備(付きの表別では原理を関係では、資本の表別である。・会計の状況を記録した帳簿類(預金・現金出的帳、総助定元帳等)、事務職員等の動務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え これは、証拠書類等の整理保存ファイル類(領収書貼付台紙等)・事務職員等の動務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え これは、証拠書類等の整理保管を求めた、交付規程第6条の詳細を述べたものであり、このような帳簿類の整備保存を依頼していることを鑑みれば、動務実態に応じて人件費を政務活動費に立て充当することが本来の主旨であると考えるべきであり、決して領収書等に併せて雇用契約書を提出することのみが、人件費の全額を政務活動費に立て充当する場合には、雇用契約書の提出のみならず、勤務日報等、当該事務補助職員の勤務実態が把握できる資料の提出を求めるよう検討すべきであると言えを補助する職員を雇用する経費」とされている。 議員においる人件費の使途基準は、交付条例別表とにおいて「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされている。 議員にありする資料の提出を求めることも検討すべきであると言え	員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤済業勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.28	議会事務局	る。 又、例えば2名を雇用する場合において、各人の人件費の1/2を限度として充当した場合には、結果的に1名分を全額充当した場合と同等の充当額になることも考えられることから、複数名雇用する場合の勤務実態に応じた按分・充当の基準についても検討の必要があると思われる。  8 . 会計帳簿等の整理保管について(結果) 上記でも一部触れたが、会計帳簿等の整理保管については、交付規程第6条に規定してあり、又、運用指針解説においても説明がされている。 会計処理 1 . 会計帳簿等の整理保管 (1) 保管期間の定め 会派の政務活動費経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。【交付規程第6条】したがって、会派が解散等により消滅した場合にあっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならない。		
		なお、整備することが望ましい帳簿類についても、上記記載のとおり、会計の状況を記録した帳簿類が掲げられている。今回、監査により会計帳簿類(現金出納帳、総勘定元帳等)の提出を任意に依頼したところ、9名の議員において会計帳簿が作成されていなかった。これは、明らかに規程違反である。確かに交付条例において会計帳簿の提出義務がないが、その支出内容を明確にするために重要な書類であることもあり、整理して保管する義務を課しているのである。 ま旨を理解し、規程に従って、正確に会計帳簿を調製し、整理保管すべきである。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.29		今回、収支報告書及び領収書等を調査したところ、一部の議員であるが、調査研究費や会議費において、当該議員が役員等に就いている団体の会合等への出席に係る交通費等が充当されているものが取見された。役員等に就いている団体の会合等への出席は、議員の立場ではなく、あくまで当該団体の役員等としての立場で出席している可能性がある。この場合例えそこで意見交換等が行われたとしても、そもそも議員が役員等として出席し役員等として発言しているのである。たとえ役員としての立場ではなく、議員の立場で会合等に出席し、意見交換を行っている場合も、活動内容が客観的にわかるような措置を講じるなど、検討する必要があると思われる。	役員等に就任している団体の会合等への出席に係	
p.29		以下、各論として各議員別及び会派別の監査結果及び意見を述べるが、これらの疑義が生じた原因について考察してみる。 当該政務活動費制度の法的構成は、概要でも述べたとおり、地方自治法を基に交付条例・交付規程があり、運用面においては運用指針が存在する。しかし、当然に当該運用指針は全ての事項について網羅されている訳ではなく、この運用指針に記載がないケースについては、根本にある当該制度の制定趣旨(地方議会活性化のための審議能力の強化、調査研究活動基盤の充実)を鑑みて充当が可能か否かを判断すべきことになる。 しかし、今回監査を行った全体的な感想としては、各議員において、誠実に政務活動を行った結果としての支出について充当をしていると考えられる	高い運用がなされるよう、指摘や意見をいただい た項目について必要な見直しを行い、提出書類を 大幅に増いすなど、政務活動費運用指針の改訂を 行いました。改訂後の運用指針は、平成28年度の	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.34	議会事務局	< 1 > 議員 (1)研修費等に含まれている懇親会費 平成23年度及び平成24年度分(意見) 以下の経費については、親睦又は飲食だけを目的とする会合の会費に該当するおそれがあり、再度精査が必要である。 平成24年11月30日:連立会派副座長 懇談会費として10,000円支出のうち5,000円を充当 連立会派の会合であるが、会合の目的が領収書に未記載であり、内容が不明瞭	(措置済) 平成27年3月12日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、政務活動ではあったが飲食・親睦目的と誤解されるおそれがあるとの理由で、研修費5,000円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた5,000円について、平成27年3月18日に納付がなされました。	
p.35		平成25年度分(意見) 平成25年度においては、団体等の会議との一体性がある懇親会に加え、議員として参加する式典の費用について政務活動費への充当ができることとされたが、下記支出については、会議との一体性が希薄なものかつ親睦及び飲食が主目的と考えられるので、政務活動費への充当について精査が必要と考える。 平成25年4月24日: (飲食店) 飲食代として、領収金額20,000円のうち5,000円を充当 「 支部校区役員と県政に関する意見交換会」とあるが、議員側が記入しており、又、飲食店の領収書である。会議に避けがたく付随する懇親会とは思われず精査が必要である。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、懇親会の会費については、平成28年度か ら、飲食店等の領収書による政務活動費の充当は 不可とし、会合の主催者が発行した領収書のみ充	
p.36		(2)平成25年度の調査研究費について(意見) 平成25年度からは、交通費について平成24年度までの定額から実費に変更になっている。当該議員はタクシーの利用があり内訳明細を添付しているが、これを確認すると、夜20時以降に繁華街である銅座より自宅兼事務所である 町まで、2名から4名の複数名でタクシーの利用をしていることが複数回あり、どのような政務活動に関するものか内容が確認できない。 再度内容を精査し、確実に政務活動と関連がない交通費に関しては、充当額から除外すべきであると言える。	(措置済) (措置済) 「当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、タクシーの利用については、平成28年度から、請求書払いの場合で理由を記載しないときは、23時から翌朝6時までの利用を除外した上で1/2充当とするよう見直しを行いました。	
p.37		〈 2 〉議員 (1)人件費(意見) 当該議員の過去3年度間における人件費の支出及び充当状況は次のとおり。 【監査結果報告書38頁参照】 このように、事務職員B及びDについては、平成23年度は支出額の1/2を充当していたが、平成24年度及び平成25年度においては、その全額を充当している。 これは、平成24年度から当該2名分の雇用契約書を添付したことによると考えられる。 任意に提出頂いた資料の中で、出勤薄は確認できたが、業務日報等はなく、実際の業務内容は確認できていない。 この件について、当該議員からの説明としては、「平成23年度までのB、Dについては、後援会活動、政務活動業務をおこなっていたが、平成24年度ありに、3、はり通年議会が導入されたこと等により、議会活動か公務活動が活発となったため、22 ( B、 D ) を政務活動業後おとした。どちらも常動しているわけではなく、必要に応じて、B は現場周りで、議員の政務活動に同行する一方で、議員が議会開会中で動けない場合に議員に代わって県・市の職員と協議したり、現場調査を担当している。D は政務調査に係る県に提出する全ての書類等の作成を担当している。」とのことであった。確かに、B、 D 大に短時間動務であり、動務内容としては当該議員の意見通りとしても問題ないと考えられる。しかし、B、 D が政務活動専従者と言う事であれば、他の非常勤勤務である2名( C、 E ) についても支給額の1/2を充当していることについては、勤務実態に応じての按分とは考えるには疑問がある。 結果的に、非常動し、E について1/2 を按分充当したことにより、合計すると1名が常動した場合と同様の金額が充当されることとなる。 違用指針においては、1/2 を限度に充当することを認めているが、他に全額を充当する者がいる場合等においては、兼務する事務職員の勤務実態に応じ、適正な額を按分充当することが望ましいと言える。	及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.39		(2)資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成25年8月8日 「声に出して読みたい親鸞」 1,470円 平成24年5月15日 「しごとば 東京スカイツリー」1,890円 平成24年5月17日 「ひさし伝」3,150円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。 少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理時のでは、では、10年間であるよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.40		(3)調査研究費(意見) 当該議員は、議員の他に「長崎県 協会会長」の役職に就いている。 今回、提出された領収書等の確認を行ったが、平成23年7月10日及び平成24年7月15日に長崎県 フェスティバルに出席し、定額の調査研究費が 8,000円充当されている。調査相手先は、県・競技力向上対策課課長補佐他(平成23年度)県教育委員会参事(平成24年度)となっているが、たとえ そこで意見交換が行われていたとしても、当該活動は、長崎県 協会会長としての職務として招集した可能性があり、定額の調査研究費の充当について、精査が必要であると考える。 また、平成24年9月16日平成24年度長崎県高等学校体育連盟 専門部部長を調査相手とし、長崎県の高等学校新人体育大会 競技に出席し、国体に向けた競技力強化への取り組みについて調査を行ったということで定額8,000円の調査研究費を充当しているが、この支出についても、上記と同様にたとえそこで意見交換が行われていたとしても、長崎県 協会会長としての職務で出席した可能性もあり、精査の必要があると考える。	なお、役員等に就任している団体等の役員会等以 外の会合等への出席については、平成28年度か ら、活動報告書で場所、相手方、目的(団体の活	
p.41		〈3〉議員 (1)資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成23年9月21日 「精神療法 第37巻第1号」 1,890円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理した。	
p.43		〈4〉議員 (1)調査研究費(意見) 当該議員は、平成23年度からガソリン代の半額及びETC料金の半額を調査研究費の旅費として計上している。 ETC料金明細を確認したところ、平成25年度分については、1台分のみを対象とし、対象の1台についても対象とならないものと考えられる料金を自ら除外し、ETC料金を算定した上で半額を充当している。しかし、ETC料金を算定した上で半額を充当している。しかし、平成23年分及び平成24年分については、2台分のETC料金が含まれており、又、2台分全ての料金の半額が対象経費として充当されている。平成25年度と平成23年度及び平成24年度に充当したETC料金に整合性が得られない状況から、平成23年分及び平成24年分については、再度内容の精査を行う必要があると思われる。	から、政務活動の経費でないと明確に区分できる 経費を除外した上で残りを適正な割合又は上限	
p.44		(2)事務費(結果) 当該議員については、事務費として毎月のコピー機カウンター料金の半額を政務活動費として充当している。 毎月の料金は、概ね1万円程度であるが、平成26年2月分請求書においては、118,834円が請求され、半額の59,417円を充当している。 当該請求は、計算期間の関係上、実質的に平成26年1月に利用された料金と考えられるが、平成26年2月2日に長崎県知事選挙が行われたことを鑑みると、毎月の料金の10倍以上請求がきている当該料金の大半は、選挙活動に利用されたものと考えることができる。 この件に関して、当該議員からの説明によると、「平成26年3月充当分のコピー料金(事務費)については、政務活動用として通常使用しているコピー機を2月に交換した際に、請求が上がってこないことを忘れていて、主に政治活動(後援会)に使用している別機種のコピー機(同じメーカー)の料金明細書を間違って計上していたもの。それぞれのコピー機の料金明細書を確認したところ、取り違えていたことに気付いた。」として、平成25年度の収支報告について既に修正報告を行っている。	当していたとの理由で、事務費59,417円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた59,417円について、平成26年12月17日に納付がなされました。	
p.45		〈5〉議員 (1)資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成23年11月16日 「野鳥(日本野鳥の会)」 年間購読料7,000円 平成24年1月24日 「最新日本地図」 2,625円 平成24年11月26日 「野鳥(日本野鳥の会)」 年間購読料7,000円 平成24年11月26日 「野鳥(日本野鳥の会)」 年間購読料7,000円 平成25年12月4日 「野鳥(日本野鳥の会)」 年間購読料7,000円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.46		上記において、 の回線は当該議員個人名義であり、 の回線は 市職員組合が所有者であり、組合が「当該議員全額負担」との内容で証明書を発	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、議員本人の携帯電話については、平成28年度から、1台分に限り充当可とするよう見直しを行いました。	
p.48	議会事務局	<6>議員	(措置済)	
		平成24年5月21日 毎日新聞社刊 新装版「国宝」(全15巻) 194,400円 平成24年10月4日 「運をつかむ技術」1470円、「長崎おいしい歳時記」 1,680円、「子供のしつけ」 840円	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.49	議会事務局	当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.50	議会事務局	< 7 >議員	(措置済)	
		(1)人件費(意見) 当該議員における、政務活動費の支出内容については、平成23年度及び平成24年度は、調査研究費が100万円超充当されているが、平成25年度は充当 無しとなっている。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度の6、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.51		当該充当に関しては、このように整合性が確認できないため、精査が必要と考える。	(措置済) 平成27年1月28日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、相手方の記載誤りと思われるが現時点では確認ができないとの理由で、調査研究費5,000円が削除されました。なお、削除後も政務活動に係る支出額が交付額を超過していたため、返納額は生じませんでした。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.53		資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、下記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。 少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、図書の購入については、平成28年度から、 図書購入明細書で書名、政務活動費を充当するに 田等を明らかにして報告するよう見直しを行いま した。	
p.54	議会事務局		(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.55		しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.56		しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤済兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁		項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.57	議会事務局	< 1 1 > 議員	理事会、役員会、同窓会等への参加について	
		追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。	(措置済)	
		(1)調査研究費(意見) 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。 運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政 務活動費を充当するのに適さない。 当該議員については、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要があると考える。 理事会、役員会、同窓会等への参加について	への出席についても、平成28年度から、出身校・職業・資格等から会員になっている場合は充当不可とするよう見	
		・平成23年9月23日:長崎県立 高校同窓会役員会 定額旅費5,000円充当	直しを行いました。	
		同窓会会長相手の調査となっているが、自身が参与をしているし、出身校でもある。 参与としての立場での役員会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。	役員会、総会、理事会ではないが、自身が役員の団体 の職務と思われる活動に対する調査研究費の充当につ いて	
		・平成24年5月31日:県 事務所協会平成24年度総会 定額旅費5,000円充当	(措置済)	
		長崎支部長相手の調査となっているが、当該議員自体が であり、相談役として役員の立場での総会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費 に適合する経費に相違ありませんでした。なお、理事会等 以外の会合等への出席については、平成28年度から、活 動報告書で場所、相手方、目的(団体の活動に直接関わ	
		<ul><li>・平成24年7月22日:長崎 会役員会 定額旅費5,000円充当</li></ul>	るものだけは不可)を明らかにして報告したうえで充当す るよう見直しを行いました。	
		会長相手の調査となっているが、顧問として役員の立場での役員会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。		
		<ul><li>・平成24年12月21日:市 協会理事会 定額旅費5,000円充当</li></ul>		
		理事長相手の調査となっているが、平成26年時点において、当該議員が協会会長を務めており、当時も役職に就いていたと考えられる。 役員の立場での理事会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。		
		役員会、総会、理事会ではないが、自身が役員の団体の職務と思われる活動に対する調査研究費の充当について		
		・平成23年7月17日: 会会長を相手先とした調査 定額旅費5,000円充当		
		当該議員が同会の顧問であり、役員としての立場での打合せである可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。		
		・平成23年11月13日:長崎市 協会会長相手の調査 定額旅費5,000円充当		
		平成26年時点では当該議員が会長であり、この当時も役員としての立場での打合せである可能性があると思われることから、内容を精査する必要がある。		
		・平成24年8月26日:長崎市 協会主催理事長相手の調査 定額旅費5,000円		
		競技決勝戦観戦閉会後、意見交換とあるが、上記のとおり、この当時も役員としての立場での決勝戦観戦である可能性があると思われることから、 内容を精査する必要がある。		
		上記以外にも、 協会関連の調査との記載が多々あるが、実態は役職としての打合せ及び観戦である可能性があると考えられ、内容を精査する必要がある。		
		・平成24年9月1日: 協会主催理事長を相手 定額旅費5,000円		
		・平成24年9月2日:長崎 協会会長を相手 市 協会友好団体として参加 今後の対応を意見交換 定額旅費5,000円		
		・平成24年9月6日:長崎市 協会理事長を相手 競技決勝戦表彰式に参加 定額旅費5,000円		
		・平成24年9月9日:新聞社の営業局長を相手 少年競技決勝戦観戦 定額旅費5,000円		
		・平成24年12月8日:長崎市 協会審判員審判長相手 定額旅費5,000円		
		・平成25年1月27日:市 協会理事長相手 定額旅費5,000円		

#### 政務活動費について

告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	議会事務局	< 1 2 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1) 人件費(結果) 当該議員については、事務補助職員を1名雇用しており、支出内容及び政務活動費への充当状況は次のとおり。	(措置済) 平成27年3月10日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、事務的な誤りとの理由で、人件費44,517円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた44,517円について、平成27年4月28日に納付がなされました。	emanus i mine e 100 / 100 P/ / 21 d lab
p.63		<13>議員 (1)人件費(意見) 当該議員は、事務補助職員として、平成23年度及び平成24年度は常勤者2名、平成25年度は常勤者1名を雇用している。 各年度の支出内容及び充当状況は次のとおり。 【監査結果報告書63頁参照】 収支報告書に添付された当該人件費の領収書を確認したところ、事務補助職員が1年分の人件費合計額を記載し「 党長崎県 支部」宛てに発行したものであり、各月の領収書は、「 党長崎県 支部支部長 当該議員」が「当該議員」宛てに発行した領収書である。このことから、当該事務補助職員は、 党長崎県 支部に雇用されていることになり、当該議員の議員活動に対する事務補助も行っていることから、人件費の半額を政務活動費として充当している。 当該支部は、当該議員個人の政治団体であり、所属しているのは当該議員一人である。そのことから、人件費の半額を充当することに異論はないが、運用指針においても「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明記されていること、又、当該事務補助職員において、自らの人件費が県の公金から充当されていることを認識するためにも、でき得る限り当該議員が直接雇用することが望ましいと言える。		
		指定職の職務にある者に該当し、乙地方で1泊17,200円が上限と定められている。 このことから、当宿泊については、1泊当たりの指定金額を超過するため、過大に充当した11,600円については再度精算すべきである。 (なお、この件に関しては、当該議員は既に修正報告書を提出している。)	(措置済) 平成27年1月26日付けで政務活動費収支報告書の 修正報告があり、事務的な誤りとの理由で、調査 研究費11,600円が削除されました。 なお、削除後も政務活動に係る支出額が交付額を 超過していたため、返納額は生じませんでした。	
p.66		平成24年1月1日より平成29年12月31日までの5年。 100,000円 (うち半額の50,000円充当)		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.67	議会事務局	(3)人件費(意見) 当該議員が政務活動費として充当している人件費は、事務補助職員常勤者1名分の給与総額を全額充当している。 雇用契約書の提出はあり、追加で提出された書類において、出勤簿は確認できたものの、業務内容自体は勤務日報等がないため確認できなかった。 この件について、当該議員の説明によると、「政務活動に係る事務補助のみを行っている常勤者の1名とは別に、3名の常勤者等で後援会活動等の業務を行っております。」とのことであった。確かに、人数的には1名の常勤者が政務活動補助業務のみに従事していることも考えられるが、業務内容を確認する方法がないため、1名でも全額を充当する場合においては、根拠資料として業務実績がわかる資料として業務日報等の作成保存を実行する必要があると思われる。	なお、人件費への充当については、平成28年度か	
p.68		<15>議員 (1)調査研究費(意見) 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。 連用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。 当該議員については、県 協会副会長及び島原市 協会会長職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要があると考えられる。 平成23年6月4日 調査相手: 県 協会会長 調査内容:県高校総体 競技力の現地調査、競技力向上について意見交換 宿泊費:5,000円、交通費:8,000円(定額) 平成24年7月17日 調査相手:県 協会会長 調査内容:ジュニアスポーツ への支援を要請及び意見交換 交通費:8,000円(定額) 平成24年7月17日 調査指手:県 協会会長 調査内容:ジュニアスポーツ への支援を要請及び意見交換 交通費:8,000円(定額) 平成24年7月17日 調査内容:シュニアスポーツ への支援を要請及び意見交換 交通費:8,000円(定額) 平成24年7月22日、23日 調査場所:東京都国立競技場 調査相手:日本 協会副会長 調査内容:全日本 選手権大会「長崎選手団」応援及び日本 協会副会長と「長崎がんばらんば国体」にむけた「運営並びに選手強化」等について意見交換 で通費:8,000円(定額)×2日	外の会合等への出席については、平成28年度か	
p.70		交通費: 48,800円 (2)人件費(結果) 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.71		< 16 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)調査研究費 宿泊費の内容について(意見) 当該議員の場合、自宅から県庁までの距離が29.0キロとなっており、応招旅費においては、議会時の宿泊は原則として認められていない。 ただし、調査活動として政務活動で宿泊の必要性があれば、自宅からの距離にかかわらず宿泊費の充当が可能となる。例えば、平成24年9月24日から27日については、総務委員会が開催され当該議員も出席している。当日は、議会から旅費が支給されるため定額の調査研究費は計上していないが、24日は政策企画課長、地域振興課企画監、管財課長他と総務省出向者と長崎県との関わりについて意見交換を行い宿泊。 25日は、総務部長、財政課長、人事課長、他会派議員他と総務委員会の在り方について意見交換を行い宿泊。その後27日は、総務委員会の後東京へ向かい東京へ宿泊となっている。 このように、政務活動費において充当した宿泊費については、平成23年度の長崎市内の宿泊回数は47回で、その内県議会と重なっているのが、議会前日で15泊、当日で17泊、平成24年度については、議会前日で22泊、当日で29泊となっている。平成25年度においても、議会前日で14泊、当日で18泊していることが確認できる。 日本から県下の距離が29.0キロであり、高速道路を使用すると片道30分以内の場所であることを鑑みると、これだけの日数の宿泊が必要だったのか疑問が残るところである。 以下の も同様であるが、最少の経費で最大の効果を上げるべく、効率的な政務調査活動を行っているか精査が必要である。	な場合は理由書を提出するよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.72		平成25年7月9日、10日の宿泊について(意見) 平成25年7月11日付けの宿泊代については、7月9日に県庁において意見交換をした際の宿泊代及び10日に農林水産省にて意見交換を行った後、長崎着が遅い時間になったため翌日の本会議に備えて長崎市内に宿泊した際の宿泊費となっている。 しかし、当該県議の自宅は諫早市であり、9日についても自宅からの方が大村空港へ近く、また10日については、大村空港から帰るにしても長崎市内へ向かうよりも自宅の方が近く宿泊する合理的な理由がなく、宿泊代を政務活動費へ充当することについて疑問が残る。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、政務活動に係る宿泊については、平成28年度から、政務活動の場所から自宅までの歴史から、政務活動の場所から自宅までの昨年後11時以前であることの両方に該当する場合は、原則として宿泊費への充当を不可とし、宿泊が必要な場合は理由書を提出するよう見直しを行いました。	
p.73		平成25年度の会議費について(意見) 会議費として飲食店もしくは温泉センターの名称の領収書が下記内容で政務活動費に充当されている。総論でも述べているが、政務活動費の交付に関する条例及び長崎県政務活動費運用指針では、会議費は、 1.議員が行う各種会議住民相談会等に要する経費 2.団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 とされている。 具体的な経費の事例としては、 1.会場費・機材借上費、適節的謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2.会場費・校材借上費、交通費、宿泊費等 とされている。 懇親会等の経費については「一個では、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、懇親会の会費については、平成28年度から、飲食店等の領収書による政務活動費の充当は不可とし、会合の主催者が発行した領収書のみ充当可とするよう見直しを行いました。	
		る。」とされている。 そして、Q&Aでは会議との一体性として、「懇親会が食事自体を目的とするものではなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していること。」としている。 また、支出に適しない事例として、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費、飲食、会食を主目的とする各種会合などが挙げられている。 下記で挙げられている。 下記で挙げられている。 下記で挙げられている費用については、そもそもが会議をするための場所ではなく飲食を主目的とする場所での会合であり、かつ領収書についても飲食店等の領収書であり、会議等を行った団体等が発行する領収書ではい。 そして、そもそもの会議が飲食店等で行われているもので、会議を行った後に避けがたく付随する懇親会とも異なるものである。 このような内容から、下記支出については政務活動費への充当について精査の必要があると考える。		
		支出の内容 ・平成26年1月18日 旅館 5,000円 会費として 町旅館 で開催された「 町遺族会役員会」に出席。 町遺族会会長他役員と遺族会員の減少に伴う今後の遺族会の運営等について意見交換。その際の会費 ・平成26年1月18日 観光(株)5,000円 懇親会費 温泉センターにおいて開催された 町自治会長他自治会役員との懇談会に出席。有喜川河川改修、中通地区急傾斜地崩落対策事業、国道251号速水交差点及長等有喜地区の諸課題について意見交換		
		・平成26年1月19日 観光(株)5,000円 懇親会費 温泉センターにおいて諫早市 協会 支部長他と面談。支部及び交通指導員の活動等について意見交換。 ・平成26年1月22日 観光(株)5,000円 懇親会費 温泉センターにおいて開催された 町建築士会総会に出席。 氏、 氏他 町内の建築士他関係者と面談。町内の家屋建築の現状、国道		
		- 平成26年1月26日 観光(株)5,000円 会費として 温泉センターにおいて、 自治会長他と面談。 地区排水対策特別事業の受益地の見直し、二反田川の今後の改修への取り組み等について調査、報告及び意見交換。		
		・平成26年2月5日 食堂 意見交換時、5,000円 会費として 高来町「 食堂」において、林業4Hクラブ元役員( 氏)、会員と懇談。林業振興への今日までの取り組みと今後の政策展開について調査及び意 換。		
		・平成26年2月21日 (飲食店) 5,000円 お食事代 諫早本庁において、諫早市 支所長( 氏)同元支所長( 氏)他と懇談。諫早市及び旧 町管内の事業の進捗状況と今後の計画について報 及び意見交換。		
		・平成25年10月2日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		長崎市本石灰町において、副知事、教育長、総務部長と長崎県政全般、知事部局・教育委員会の在り方、それぞれの課題への取り組みについて意見交換。 ・平成25年10月7日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして		
		長崎市本石灰町において、元農林省から長崎県への出向者(元東海農政局局長 氏)、元総合農林試験場長( 氏、 氏、 氏)農産園芸課長とTPP他、今日の農政問題について意見交換。		
		- 平成25年12月4日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして 長崎市本石灰町において、企画振興部長経験者と今日までの長崎県の政策目標及び課題と今後の政策目標について意見交換。		
		- 平成25年12月16日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして 長崎市本石灰町において、教育長、総務文書課長他と県職員としての心得及び県政への取り組みについて意見交換。		
		・平成25年5月6日 観光(株)5,000円 会議費 温泉センターにおいて、 地区自治会員と今後の 地区の国道207号改良計画について意見交換。		
		・平成25年5月8日 観光(株)5,000円 会議費 温泉センターにおいて開催された「 町認定農業者定期総会」に出席し、認定農業者への支援対策等について意見交換。		
		・平成25年9月18日 (飲食店) 5,000円 お食事代として 長崎市本石灰町において、 大学地域教育連携・支援センター長( 氏)、同 教授及び長崎県病院企業団企業長( 氏)と、 大学の在 リカ、長崎県との連携等について意見交換。		
p.76	議会事務局	平成25年11月15日 町公民館において開催された「 地区地域懇談会」に出席。 町自治会長他 地区自治会長、県央振興局長、地域住民等と 地区の課題とその取り組み状況について意見交換。 その際、「主催者と協議のうえ、会費の代わりに清酒2本を提供。」とされ、3,500円が会議費として政務活動費へ充当されている。 運用指針においても、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食、寄付に該当する経費(お茶及びお茶請けを超える飲食の提供、・・・) なばは支出に適しない事例として挙げられている以上、主催者との協議の上であったとしても、政務活動費への充当には疑問が残る。	(措置済) 平成27年3月10日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、主催者の依頼によるものであったが物品であるとの理由で、会議費3,500円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた3,500円について、平成27年3月19日に納付がなされました。	
p.77	議会事務局	(2) 資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。	(措置済)	
		「カタカナ外来語/略語辞典」、「漢辞海」、「英和辞典」他1点 16,485円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。) 平成24年1月10日 「現代用語の基礎知識2012」「カタカナ外来語/略語辞典」の3冊購入 9,700円	図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理 由等を明らかにして報告するよう見直しを行いま	
		平成24年3月1日 毎日新聞社刊新装版「国宝」(全15巻) 194,400円 平成24年3月12日 50円 「たっちょうちょう」 195 日		
		「たとえば君」 598円、「たったこれだけの家族」1470円 平成24年6月28日 「タビトモ・北欧」、「地球の歩き方・ドイツ」、「地球の歩き方・フランス」、「地球の歩き方・スペイン」、「地球の歩き方・ポルトガル」		
		8,295円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。) 平成24年7月31日		
		「世界地図帳」、「グローバルマップ」、「英和辞典」他1点 2,940円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。) 平成24年8月20日 「地球の歩き方 ブラジル」 2,100円 平成25年1月15日 「地球の歩き方」マレーシアプルネイ」1,785円		
		平成25年2月4日 「論語入門」840円 平成25年3月19日 「広辞苑」8,400円、「類語新辞典」7,140円、「大辞林」8,190円、「日本語源広辞典」7,875円 平成26年3月4日 「7/ド7トラス世界地図、日本地図(県庁控室用)」3,990円 平成26年3月7日 「7/ド7トラス世界地図、日本地図(自宅用)3,150円		
		資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得 るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。 少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.79		金額は少額と言えるが、雇用契約書の添付、及び特段の理由がなく業務内容が勤務日報等で説明できない限りは、全額充当するのは適切とは言えない	なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、	
p.80	議会事務局	<17>議員	(措置済)	
		このように、平成23年4月だけガソリン代が他の月の約3倍程度と相当に多額になっていることが分かる。	ら、自動車に関する報告書で台数、車両ナンパー、所有者、主たる使用者を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.82	議会事務局	(2)人件費 ( 意見 ) 当該議員の人件費として充当した内容は次のとおり。	(措置済)	
		【監査結果報告書82頁参照】 上記のように、過去3年度間のすべての期間において、常勤の事務補助職員2名を雇用している。 雇用契約書は存在せず、追加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業務内容の実態は確認できない。 このように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果が	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.83	議会事務局	<18>議員	(措置済)	
		当該議員については、調査研究費として充当されている交通費について、記載内容に疑義を生じるものが存在する。 自身が役員等を務める団体との意見交換について(意見) まず、自身が役員を務める団体との意見交換に係る交通費の充当が数多く見受けられる。NPO法人 会及び学校法人 については、平成23年度及 び平成24年度において、1回あたり5,000円で、合計25回の意見交換に対し定額の調査研究費が充当されている。 平成25年度については、定額の調査研究費を充当する制度が廃止され、支出額自体は減少したものの、依然自身が役員を務める団体への意見交換に係	合、活動報告書で場所、相手方、目的(団体の活	

#### 政務活動費について

	【議貝別】			
報告書頁		項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.83	議会事務局		(措置済) 平成27年2月23日付けで政務活動費収支報告書の	
		平成25年5月25日 ・プログ 本日は、参議院議員 総合後援会の総会が盛大に開催されました	修正報告があり、平成25年6月16日と同年7月6日の2日分については、選挙活動との誤解が生じるおそれがあるとの理由で、また、平成27年4月15日付けで同じく修正報告があり、平成25年5月	
		・活動報告書 1組町内会(事務所 大潟町) 参議院議員 氏(大潟町 長崎市)		
		平成25年5月27日 ・プログ 朝7時から米海軍佐世保基地前と、戸尾三角公園前で、2時間街頭活動 その後、佐世保の5月の風物詩・早岐茶市へ		
		・活動報告書 労働組合(光月町 長崎市) 佐々町 町長(長崎市 佐々町) 佐世保 協会 会長(佐々町 光月町) ブログの内容から、長崎に行くことは整合性がとれない。 平成25年5月28日 ・プログ 県立高校		
		・活動報告書 佐世保 (光月町 有福町) 佐世保 高校(有福町 母ヶ浦町) ブログでは、5月30日に佐世保 に行っているようだが、28日も行っていたのか疑問である。30日は活動報告が上がっていない。内容の確認をお願いしたい。		
		平成25年6月4日 ・ブログ 早朝より米軍ゲート前、戸尾市場前の三角広場で街頭演説 その後、県庁へ移動して仕事を済ませ、参議院選挙に向けた会議に出席しました。 さらに夕方から息子が通う予定の塾を見学		
		・活動報告 ながさき分会(事務所 長崎市) 内科(長崎市 皆瀬町) 町自治会(皆瀬町 須佐町) 町内会(須佐町 佐々町市瀬) 世知原町(佐々町市瀬 世知原町) 協議会(世知原町 早岐1丁目) 活動報告のハードスケジュールの中、参議院選挙に向けた会議に出席し、夕方からは息子が通う予定の塾を見学できるのか疑問が残る。		
		平成25年6月16日 ・プログ 1 6日、佐世保市 連合会の総会に来賓として出席 夜は佐々町へ。応援している候補者の事務所で、町長選挙と町議会議員選挙の結果を待ちました。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		・活動報告 佐世保 (事務所 有福町) 協会佐世保支部(有福町 戸尾町) 連合長崎(戸尾町 長崎市) 佐々町(長崎市 佐々町) 佐々町は少なくとも選挙活動に係るものである可能性があり、政務活動費への充当について精査の必要がある。		
		平成25年6月28日 ・プログ 私も本日は、参議院選挙対策で企業や地域回り。		
		・活動報告書 病院(事務所 権常寺町) 医院(権常寺町 皆瀬町) 保育園(皆瀬町 世知原町) 保育園(世知原町 長畑町) 町自治会(長畑町 星和台町) この日の動きは全て参議院選挙対策である可能性があり、政務活動費への充当について精査が必要である。		
		平成25年7月6日 ・プログ ・選挙車に同行しました。 ・プログ 参議院議員が佐世保入り。朝6時から佐世保朝市、佐世保青果市場、魚市場の特市、柚木よかもん市場と選挙車に同行しました。 午後は、俵町商店街、三ヶ町、四ヶ町アーケード、戸尾市場では桃太郎を行い、一軒一軒お店を回って、店主や買い物客の皆様と握手しました。 彼は、大野地区公民館、相浦公会堂、佐々文化会館にて、 個人演説会を開催 ・活動報告		
		協会(事務所 新田町) 障害者就労関係(新田町 早岐1丁目) 自治連合会(早岐1丁目 柚木町) 水産(柚木町 大潟町) 世知原 グループ(大潟町 世知原町) 町自治会(世知原町 須佐町)		
		この日の動きは全て参議院選挙対策の可能性があり、政務活動費への充当については精査が必要である。		
		平成25年7月27日 ・ブログ 2 7日は白浜海水浴場から。米軍基地で働く皆さんの労働組合青年部のBBQにお邪魔し 正午には長崎市内へ。 党長崎県連の常任幹事会に出席 その後、佐世保に戻り、佐世保市立 中学校の同窓会に出席		
		・活動報告 長崎県 協会 会長他(事務所 長崎市万才町) 氏(長崎市万才町 世知原町) NPO法人 会(世知原町 東浜町) ブログの内容と活動報告の視察相手が全く一致しない。本当に活動報告の内容の意見交換を行っているのか疑問が残る。		
		平成25年8月19日 ・プログ 19日、20日はインターン生と共に相浦港から佐世保市の離島「黒島」へ視察調査 19日の夜は、島の診療所のドクターをはじめ、島民の皆さんとお酒を酌み交わしながら、地域医療、航路対策、世界遺産登録など、黒島の地域振興全般について、熱く熱く語り合いました。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		・活動報告書 8月19日 佐世保 高校(事務所 母ヶ浦町) 佐世保 (母ヶ浦町 有福町) 世知原 グループ(有福町 世知原町) 地区生涯学習協議会(世知原町 日字町)		
		8月20日 (株) 研究所(事務所 福岡市博多区) 協会 理事長(福岡市博多区 白木町) 19日、20日は黒島に視察に行っているので、実質的に活動報告書通りの行動は不可能。 又、20日の活動報告のように、黒島から戻ったあと福岡に行っていればよいが、プログの内容からは行ったことに疑問が残る。		
		平成25年9月10日 ・プログ 9月10日、今日は母校である 評議員会からのスタート その後、事務所へ移動し、 の関係者の方々にカジノ誘致の取り組みについてヒアリングと意見交換 午後は事務所にて質問書を仕上げる作業		
		・活動報告書 労働組合(早岐 長崎市) 幼稚園(長崎市 花高3丁目) 幼稚園(花高3丁目 松原町) 活動報告書の上段に記載した9月1日が早岐で終わっているので間違って早岐から出発にしてある模様で、距離も早岐からで計算してある。 プログの内容と活動報告が全く一致しないばかりか、1日と10日が遡及して後日纏めて記載されたとしか考えられず、当該活動報告内容に疑問が残る。		
		平成25年10月20日 ・プログ 10月20日、今日は社会福祉法人(高齢者施設)の理事会出席のため、平戸市 その後、 党の常任幹事会に出席し最終日を迎えたYOSAKOIさせぼ祭りのフィナーレ		
		・活動報告 社会福祉法人 会(事務所 平戸市戸石川町) 佐世保 (平戸市戸石川町 有福町) 協会(有福町 新田町) まず平戸の社会福祉法人は理事会であるため、内容について精査が必要である。		
		平成25年10月22日 ・プログ 1 0月22日、今日は吉井町にある熊野神社と春日町にある春日神社の例大祭へ 夜は、経済同志会 の皆さんによる企画例会に出席		
		・活動報告 地区連合町内会(事務所 竹辺町) 地区生涯学習推進会(竹辺町 日宇町) 世知原町連合町内会(日宇町 世知原町) 協議会(世知原町 早岐1丁目) プログと活動報告が全く一致しない。		

#### 政務活動費について

- Z 【議員別】 報告書百 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
報告書頁 所管	項目  平成25年11月9日 ・プログ 11月9日、本日は私の母校であります の創立60周年記念式典に出席 その後、地区公民館文化祭の開会式に出席 その後、地区公民館よりへ 地区公民館よりへ 地区公民館よりへ 地区公民館よりへ 地区公民館よりへ 地区公民館よりへ 地区公民館までした。 15番(3500円で、1店舗1ドリンク&1フード、5店舗をめぐることが出来ます)に参加 ・活動報告 青果(事務所 天神町) ながさき佐々支店(天神町 佐々町) 労働組合(佐々町 長崎市) 幼稚園(長崎市 俵町) 佐世保 協同組合(横町) 沖新町) プログのので考える限り、長崎に行く余裕はないと思われる。平成25年11月15日 ・プログ 11月15日、本日はアルカスSASEBOで開催された長崎県老人クラブ大会に出席 午後は、西九州統合型リゾート研究会のシンボジウムに出席するため、長崎新聞本社文化ホール ・活動報告 大学(事務所 熊本県熊本市 祇園町) プログと活動報告が全く一致しない。 平成25年11月24日 ・プログ 11月24日、今日は佐世保市 町にある玉依姫神社の新嘗祭に出席	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	佐賀県武雄市(福岡市 武雄市) 江迎住民(武雄市 江迎町) 世知原町連合町内会(江迎町 世知原町) 長崎 会会長(世知原町 光月町) プログからは福岡、武雄、江迎、世知原と動いた感じはなく、実際に行ったのか疑問が残る。 平成25年11月30日 ・プログ 今朝行われた小佐世保7ヶ町の防火婦人クラブの皆さんによる防災訓練の様子です。 私も参加させていただき、AEDの仕組みや使い方も含めて、皆さんと一緒に学ばせていただきました。 12月1日のプログより 12月1日、今年も残すところ1ヶ月となりました。 昨晩のご報告になりますが、母校である の「ファミリーの集い」が開催されました。幼稚園、中学、高校の教職員、家族、学院の理事、評議員での和やかな忘年会となり、私は最後の万歳三唱を担当させていただき、ご挨拶申し上げました。・活動報告 協会佐世保支部(事務所 有福町) 連合長崎(有福町 長崎市) 佐々町(長崎市 佐々町野寄免) 世知原 町内会(佐々町野寄免 世知原町) プログと活動報告が全く一致しない。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		平成25年12月14日 ・プログ 本日は午前中より地域の方々と要望箇所の現地視察のため佐世保市南部へ。 その後、 党長崎県 支部の常任幹事会に出席 お世話になっている 地区の皆さんの忘年会へ、県政報告とご挨拶 夜は世知原へ移動し、 前佐世保市長を囲む会「 会」の忘年会 佐世保市中心部に戻り、 研究会の忘年会		
		・活動報告 前佐世保市議会議員(事務所 吉井町直谷) 連合長崎(吉井町直谷 長崎市) 1組町内会(長崎市 戸尾町) 佐世保(戸尾町 船越町) 公民館長(船越町 上楠木町) 病院(上楠木町 早岐1丁目) プログと活動報告が全く一致しない。		
		平成25年12月15日 ・プログ 私が理事を務める社会福祉法人「会」の小規模特別養護老人ホーム「」のオープニング式典と感謝のイベントが開催され、出席させて頂きました。		
		・活動報告 (株) 研究所(事務所 福岡市博多区) 内科(福岡市博多区 皆瀬町) 町自治会(皆瀬町 須佐町) 町内会(須佐町 佐々町市瀬免) NPO法人 会(佐々町市瀬免 東浜町) 保育園(東浜町 佐々町市川免) 平戸に行っているはずだが、最初の予定は福岡であり、内容に疑問が残る。		
		平成25年12月26日 ・プログ ・プログ 1 2月26日、本日は1月2日オープン予定の新ペンギン館の完成記念式典に出席 午後は、佐世保市東彼杵道路の要望活動や2月の県外調査の打ち合わせなどのため県庁へ。 さらに、今晩18時30分より、長崎市民会館で会派所属議員による県政報告会を開催		
		・活動報告 長崎県庁(事務所 長崎市) 佐世保市議(長崎市 椎木町) 里親ネットワーク(椎木町 烏帽子町) 地区住民(烏帽子町 世知原町) 地原住民(烏帽子町 世知原町) 県庁での意見交換の後佐世保市内で意見交換を行っているが、プログでは18時30分より会派所属議員による県政報告会を長崎市民会館で行ってお 佐世保で意見交換を行っているとは考え難い。		
		平成26年1月4日       ・プログ(1月5日分より)       4日は 地区の新年交歓会へ		
		・活動報告書 佐世保 (事務所 有福町) 協会佐世保支部(有福町)戸尾町) 連合長崎(戸尾町 長崎市) 町自治会(長崎市 須佐町) 地区の新年交歓会に参加した後、実際に上記活動をしたのか疑問が残る。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		平成26年1月6日 ・プログ 1月6日、本日は各地で開催された消防出初式に参加させていただきました。		
		・活動報告 協会(事務所 長崎市) 社会福祉法人 会(長崎市 権常寺町) 町自治会(権常寺町 須佐町) 世知原町住民(須佐町 世知原町) 労働組合(世知原町 HTB) 各地で開催された消防出初式に参加したことに加えて、長崎から世知原、さらにHTBに行ってという意見交換が本当にできるのか疑問が残る。		
		平成26年1月17日 ・プログ		
		・プログ 1月17日、本日は粉雪舞う地元で、お世話になっている皆さまのもとへ挨拶回りを行いました。 冷えきった体を暖めてくれたのは、 亭さんの噂の「丸ごとトマトのスープカレーちゃんぽん」。		
		・活動報告  地区商工振興会(事務所 瀬戸越町) 九州(瀬戸越町 福岡市博多区) 協会(福岡市博多区 新田町) 長崎 会会長(新田町 塩浜町) 地区自治会連合会(塩浜町 有福町) 地元であいさつ回りとなっているが、福岡に行く時間はあったのか疑問が残る。		
		平成26年1月23日 ・プログ 1月23日、本日は早朝より地域を挨拶回りです。 1月23日、本日は早朝より地域を挨拶回りです。 有難いことに、お伺いしたお宅で、新鮮なわさび菜と和檸檬を収穫させていただきました。 午後より、理事を務めさせていただいている障がい者授産施設の理事会に出席。 その後、定期検査のため総合病院へ。 検査後は、企業関係の方と事務所にて、県北地域の景気浮揚策について、意見交換を行いました。		
		・活動報告 長崎県 協会(川下町 諫早市) (22日の終わりが川下町だったので間違った模様。) 町自治会(諫早市 東高梨町) 連合長崎事務所(東高梨町 長崎市) 学園(長崎市 春日町)		
		プログの内容と活動報告が全く一致しない。諫早に行って、佐世保に戻り、また長崎に行くなど地理的に考えて非常に不自然であると思われる。 又、前日と内容が連続して記載されているようであり、遡及して後日纏めて記載されたとしか考えられず、当該活動報告内容に疑問が残る。		
		平成26年2月3日 ・プログ 3日、本日は節分です。各地域で神社やお寺など、節分の行事が行われています。 私も、須佐神社の豆まきからスタート! その後、柚木の西光寺にて春の息吹を感じる「ふきのとう」を頂き、豆まきを行いました。 さらに、大野の祝詞神社、佐々町の熊野神社と、豆まき・懇親会に参加させて頂きました。		

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		・活動報告 協議会(事務所 早岐1丁目) NPO法人 (早岐1丁目) 諫早市) 佐世保 高校(諫早市 母ヶ浦町) 地区連合会町内会(母ヶ浦町 柚木町) 幼稚園(柚木町 花高3丁目) 幼稚園(花高3丁目 柚木町) 協会(柚木町 白木町) 須佐神社の豆まきの後、各神社の豆まきを回っており、プログでは明るい写真から暗い写真まで神社の写真が確認できる。		
		平成26年2月11日 ・プログ 1 1日、本日は、午前中より星きらりで開催された料理教室に参加 午後より、皇紀2674年を祝う建国記念日の恒例行事「日の丸大行進」と奉祝行事に出席 その後、佐々町で行われた地域の男女祈願祭へ		
		・活動報告 田川市議会議員(事務所 福岡県田川市) NPO法人 会(福岡県田川市 東浜町) 薩町町 地区住民(東浜町 鹿町町) 江迎町民(鹿町町 江迎町) 病院(江迎町 権常寺町) 午前中は星きらりの料理教室で、その後午後から八幡神社の行事、その後佐々町の祈願祭に出席する中で、福岡県田川市他に意見交換に行くことは 困難だと思われる。		
		平成26年2月28日 ・プログ 2月28日、今日は私の母校である 高等学校・中学校の卒業式に出席 午後より、性暴力被害者のワンストップ窓口設置に取り組んでいる佐賀市に個人視察		
		・活動報告		
		以上により、プログと活動報告の整合性がとれない場合が散見される。 活動報告書の内容について精査を行い、適正額を算定し、速やかに再度精算を行うべきである。		
p.99	議会事務局	< 1 9 > 議員	(措置済)	
		(1)人件費(結果) 当該議員については、常に2名体制で事務補助者を雇用していた。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていなかった。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要であったと考える。	人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.100	議会事務局	< 2 0 > 議員	(措置済)	
		追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)平成25年度の会議費の処理(意見) 平成25年度については、団体等が開催する会議等に出席した場合に、会議等との一体性がある場合は、懇親会等の食糧費の支出についても政務活動費への充当が可能である。 下記支出については、会議との一体性という側面から、内容を精査する必要があると考える。 ・平成25年9月19日 白木峰高原育成会名義で観月会会費3,000円 そもそもの目的が観月会であり、飲食・親睦が主たる目的であるという側面、又は会議との一体性があるとは言えない。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、会議等との一体性については、平成28年度から、懇親会が会議に付随して行われたことが忘かる開催案内、式次第等を提出すること、及び忘新年会、慰労会等社会通念上親睦のために開かれるものは、昼間に公的団体の主催するもの以外は原則として充当不可とするよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	【議員別】 [ 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	議会事務局	(2) 事務所費(意見) 平成23年度から平成25年度において事務所費として充当している内容については、当該議員の親族が経営する企業所有の物件を、当該議員が経営する企業が月額40,000円で賃借し、当該自身が経営する企業から当該議員個人が月額20,000円で賃借している。 つまり、当該議員が経営する企業と、後接会事務所が併設されていることになり、按分の考え方としては、議員活動と関係のない他の団体の活動分が合まれている場合には、まずその部分を按分し、残りの議員活動に係る部分の中から政務活動に係る部分を按分すべきことになる。この件について、当該議員の説明によると、「事務所は企業活動部分と政務活動部分の2つのスペースにそれぞれ分け、企業活動の方で後援会活動も行い、政務活動はそれだけを専用スペースで行っています。政務活動部分相当額の賃借料を賃借企業に支払っているものであり、職員もそれぞれ分かれて事務を行っています。」とのことであったが、後援会活動を企業活動の方のスペースで行っていることには疑問がある。内容を再度精査する必要があると考える。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態(親族関係	
p.101		(3)事務費(意見) 平成26年2月26日において、事務費として以下の支出があり、当該支出については全額を政務活動費として充当している。 パソコン代 100,000円 液晶ディスプレイ代 37,550円 レーザープリンタ代 39,375円 合計176,925円 当該議員の説明によると、「購入したパソコンは政務活動専用であり、企業及び後援会のパソコンは別にあります。」とのことであった。しかし、上記事務所費でも述べたように、後援会活動と政務活動が明確に区分されているとは疑問があることから、内容を再度精査する必要があると考える。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、パソコンやデジカメのような、一般的に政 務活動以外の様々な目的のために使用することが 多い備品については、平成28年度から、事務所費 が全額充当であっても1/2充当を上限とするよう 見直しを行いました。	
p.101		(4)人件費(意見) 当該議員の人件費として政務活動費に充当されている内容については、1名常勤の事務補助職員を雇用し、2名が事務補佐及び運転手として短期間雇用 されている。 2名の短期間雇用者については、支出額の1/2を充当しているが、常勤職員については、支出額の全額を充当されており、充当額は3年度間合計で 3,456,000円である。 雇用契約書の提出はあるものの、業務内容自体は確認できていない。 上記、事務所費でも述べたように、当該事務所が後援会活動部分と政務活動部分とが明確に区分されているとは疑問がある。 以上により、特段の理由及び根拠となる証拠書類がない場合には、全額充当は適切ではない可能性があることから、内容を再度精査する必要があると 考える。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度か ら、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職 内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、 及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直 しを行いました。	
p.103		<ul> <li>〈21〉議員</li> <li>(1)調査研究費(意見)</li> <li>当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。</li> <li>運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。</li> <li>当該議員については、次の役職にあり、下記の調査旅費について団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。</li> <li>(役職等)</li> <li>諫早市 協会副会長 大学評議員</li> <li>(平成23年度) ・平成23年4月23日 たらみ図書館 多良見町 協会会長他 5,000円</li> <li>・平成23年12月3日 大学ホール 学長他学院創立65周年・ 大学開学10周年記念式典 8,000円</li> <li>・平成24年3月23日 とぎつカナリーホール 大学卒業式 8,000円</li> <li>・平成24年3月23日 とざつカナリーホール 大学卒業式 8,000円</li> <li>・平成24年3月29日 なごみの里グランド 協会会長他ライオンズクラブ旗争奪少年 大会 5,000円</li> </ul>	外の会合等への出席については、平成28年度か	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		であれば、指定職の職務にある者に該当し乙地方で1泊17,200円と定められている。 このことから、当宿泊については、1泊当たりの指定金額を超過することとなるため、11,600円が過大に交通費として充当されていることになる。 内容を精査の上、修正を行うべきである。 (当該超過額については、すでに修正報告書を提出済みである。なお、平成25年3月のタイ視察は、宿泊超過分の処理は適正になされている。)	(措置済) 平成27年1月23日付けで政務活動費収支報告書の 修正報告があり、事務的な誤りとの理由で、調査 研究費11,600円が削除されました。 なお、削除後も政務活動に係る支出額が交付額を 超過していたため、返納額は生じませんでした。	
		・按分充当基準の検討等について(意見) 当該議員の人件費として政務活動費に充当されている内容を確認すると、平成23年度から平成25年度全般において、ほぼ同じ金額程度の常勤事務職員 2名体制となっており、各1/2を充当している。 収支報告書に添付された領収書を確認すると、当該事務職員は「 党 支部」に雇用されており、当該支部から議員個人へ折半した金額の領収書 が交付されている。 雇用契約書は存在せず、追加で提出があった資料を確認しても、整理保管してある資料が存在しないため、業務内容の実態は確認できない。 当該支部は、当該議員個人の政治団体であり、所属しているのは当該議員一人である。そのことから、人件費の半額を充当することに異論はないが、運用指針においても「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明記されていること、又、当該事務補助職員において、自らの人件費が県の公金から充当されていることを認識するためにも、でき得る限り当該議員が直接雇用することが望ましいと言える。 また、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。	る経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び議員の直接雇用が望ましい旨手引きに記載するよう見直しを行いました。	
p.107	議会事務局	追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職 員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、 雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職 員期勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行 いました。	
p.108	議会事務局	【監査結果報告書109頁参照】 按分充当基準の検討について(意見)	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤薄兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.110		同一生計ではない場合においても、親族への人件費支給は勤務日報等により、真実に勤務実態があることを証明すべきであると言える。より明瞭な説 明責任が存在すると考えられるが、当該議員については、Bの分も含めて、勤務実績簿等の整理保管がなされていない。 勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要す る経費に適合する支出に相違ありませんでした。	

#### 政務活動費について

吸告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成25年12月9日 「倫理会費本代」 支出先(社) 研究所 14,400円 平成26年3月31日 「家の光(平成25年4月~平成26年3月)」 8,980円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。 少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。		
p.112			(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職 員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、 雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職 員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行 いました。	
		当該議員については、社会福祉法人 会理事等の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。 ・平成23年12月17日、平成24年2月18日、平成25年3月29日に佐世保市内ホテルで自身が理事となっている 会役員と介護事業の今後の取り組みについて情報調査として8,000円の定額の調査研究費が支出されている。 ・当社会福祉法人の代表であり、かつ佐世保市議会議員である 氏との打ち合わせについても、平成23年4月16日、平成23年10月23日、平成24年12月5日、平成25年1月17日、に政務活動費として各8,000円の計上がなされている。	外の会合等への出席については、平成28年度から、活動報告書で場所、相手方、目的(団体の活動に直接関わるものだけは不可)を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。	
p.114		平成25年2月20日 「初めてのwindows」 1,470円 平成25年2月20日 「アスキーPC」 649円	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.114			(措置済) 人件費への充当については、平成28年度から、職 員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、 雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職 員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行 いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.115		<ul> <li>&lt; 26 &gt; 議員</li> <li>(1)調査研究費(意見)</li> <li>当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。</li> <li>運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。</li> <li>当該議員については、諫早市 協会理事等の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。</li> <li>・平成23年4月16日 諫早市 協会役員相手の調査 5,000円</li> <li>・平成24年3月20日 諫早市 協会会長相手の調査 5,000円</li> <li>・平成24年3月24日 長崎県 協会会長相手の調査 5,000円</li> <li>・平成24年11月24日 長崎県 協会会長相手の調査 8,000円</li> </ul>	席に係る経費については、平成28年度から、理事	
p.117		を対分充当基準の検討について(意見) 当該議員の人件費として政務活動費に充当した内容は次のとおり。 【監査結果報告書117頁参照】	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で勤務内容、按分割合等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.117	議会事務局	証拠書類の整理保管について(結果) 当該議員については、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていないが、これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	(措置済)    人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.118		< 2 7 > 議員 (1)事務所費(意見) 当該議員は、平成22年11月1日から平成24年10月31日までの2年間の期間で、事務所を賃借している。 賃貸契約書によると、延床面積386.38㎡(約116.87坪)の2階建てであり、当地の画像から判断するに、総2階造りの建物である。賃料は月額 126,000円となっている。 当該賃料の充当については、管理している不動産会社が、「1階が月額110,000円、2階を月額16,000円として受領していることを証明する」旨の証明 書を発行していることを根拠に110,000円を政務活動費として充当している。なお、契約内容の取り決めを明記する賃貸契約書には一切記載されていない。 例え、管理している不動産会社が証明書を発行しても、物件所有者である貸主の意思が確認できず、又、実態として2階部分も事務所として使用可能 となっていることを鑑みると、各階の使用実態が判明しない状態において1階と2階で賃料を区分する根拠が不明確と言える。 したがって、126,000円の内、110,000円を充当したことについて、内容を精査する必要があると考える。	等を明らかにして報告すること、及び全額充当・ 按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出する	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.120		(2)人件費(意見) 当該議員については、平成23年度から平成25年度の間、継続して雇用している常勤事務補助職員が1名存在する。他には、平成23年度に短期間雇用者が1名だが、平成24年度はいない。 平成25年度に入り、他に1名の常勤と考えられる雇用者の人件費が充当されている。 平成25年度の人件費の支給及び充当状況は次のとおり。 【監査結果報告書120頁参照】 このように、実質として常勤職員2名体制となっているが、雇用契約書は存在せず、追加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業務内容の実態は確認できない状況である。 このように、実質として常勤職員2名体制となっているが、雇用契約書は存在せず、追加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業のように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。 なお、継続して雇用されているAについては、確認したところ、当該議員の親族であることが判明した。 親族関係にある場合には、より慎重な対応が必要であり、業務内容の立証ができ得るように、勤務日報等の整理保管の検討が必要であると言える。		
p.122	議会事務局	< 2 8 > 議員	(措置済)	
		(1)人件費(結果) 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、動務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.123	議会事務局	< 2 9 > 議員	(措置済)	
		(1)会計帳簿(意見) 提出依頼資料チェック表においては提出となっているが、実際には収支報告書に添付した領収書の写しをファイリングした状況であり、交付規程第6 条が求める会計帳簿を調製したと言えるか疑問が残るところである。 連用指針: 会計処理:3会計帳簿類の整備においては、次のように記載がある。 会計の状況を記録した帳簿類(預金・現金出納簿、総勘定元帳等) ・領収書の整理、保存ファイル類(領収書貼付台紙等) ・事務職員等の勤務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え この件に関して、議員から「列挙された3例が「整備することが望ましい会計帳簿類」とされている。この「望ましい」という表現は義務ではなく ・参考にすべし "という意味に解釈するのが一般的である。したがって、自分は会計帳簿類の整備は、3例を参考にし、このうち2例目の「領収書の整理、保存ファイル類(領収書貼付台紙等)」に軸を置いて整理している。」との説明があった。 しかし、当該整備することが望ましい会計帳簿類における3例の列挙は、名々が独立した意味からの例示であり、「・領収書の整理、保存ファイル」 を整備することにより、他の「・会計の状況を記録した帳簿類」「・事務職員等の勤務実績簿、、」を整備することが望まれるものである。 「・会計の状況を記録した帳簿類」については、政務活動費の支出・充当状況を記録する帳簿として整備することが望まれるものである。 「・会計の状況を記録した帳簿類」については、人件費充当の根拠となる資料として整備することが望まれるものである。 「・事務職員等の勤務実績簿、、」については、人件費充当の根拠となる資料として整備することが望まれるものである。 また、「・領収書の整理、保存ファイル類」は、会計帳簿との検証可能性を確立させるために、支出充当の根拠となった領収書等を整理することを求めていると解される。 このように、当該例示は、各々が独立した意味をもち列挙されていることは明らかであり、交付規程第6条においては、会計帳簿類ではなく、「会計帳簿を調製し〜」とあることから、政務活動費の支出・充当状況を証する基礎となる記録である会計帳簿(預金、現金出納簿等)について整備を求めたものである。 当該議員においては、領収書等に関して詳細に整理がなされ、検証が容易に可能なようにファイリングがなされていることは認められるが、上記の趣旨を鑑み、今後は会計帳簿の整備を行う必要があると考える。	要な書類を「会計帳簿」「証拠書類」「整備保管することが望ましい書類」の3つに区分するよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.126	議会事務局	<30>議員	(措置済)	
		追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要す	
		(1)調査研究費 ( 意見 )	る経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、役員等に就任している団体の会合等への出	
		当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。 運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政	席に係る経費については、平成28年度から、理事 会・役員会・総会への出席の場合、たとえその場	
		務活動費を充当するのに適さない。 当該議員については、長崎県 連盟会長の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることか	で議員として意見交換したとしても充当不可とすること、及び理事会等以外の会会等への出席の場	
		ら、内容を精査する必要があると考える。	合、活動報告書で場所、相手方、目的(団体の活動に直接関わるものだけは不可)を明らかにして	
		交通費関係	報告したうえで充当するよう見直しを行いまし	
		(平成23年度分) ・平成23年5月5日 鹿児島市 長崎県 連盟 氏他 マイカー利用 8,000円	た。	
		・平成23年5月8日 時津町 長崎県 連盟 氏他 マイカー 5,000円		
		・平成23年6月25日 福岡県久山市 九州 連盟 氏 マイカー 8,000円		
		・平成23年8月27日 鳥栖市 九州 連盟 氏 マイカー 8,000円		
		・平成23年9月23日 長崎市 連盟 氏、時津町副町長 マイカー 8,000円		
		・平成23年9月25日 唐津市 九州 連盟 理事 マイカー 8,000円		
		・平成23年11月12日 諫早市 連盟 理事ほか マイカー 8,000円		
		(平成24年度分) ・平成24年5月4日 福岡市 九州 連盟理事長 マイカー 8,000円 宿泊費 19,000円(運転士含む)		
		・平成24年5月5日 福岡県粕屋郡 長崎県 連盟 氏 マイカー 8,000円		
		・平成24年5月8日 諫早市 連盟 氏 マイカー 8,000円		
		・平成24年6月17日 西海市 県 連盟 ・ 理事 マイカー 8,000円		
		・平成24年8月10日 諫早市 連盟副理事 氏 マイカー 8,000円		
		・平成24年9月23日 唐津市 長崎県 連盟 理事 マイカー 8,000円		
		<ul><li>・平成24年11月9日 長崎市 連盟 理事長、 副理事長ほか マイカー 8,000円</li></ul>		
		・平成25年2月10日 時津町 県 連盟 理事 マイカー 5,000円		
		・平成25年3月9日 東京都 日本 連盟 会長、平戸市長 マイカー 8,000円		

#### 政務活動費について

- Z 報告書頁	所管	J	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		・平成25年3月16日 平戸市 長崎県 連盟理事 マイカー	8,000円		
		(平成25年度分) ・平成25年5月5日 福岡県久山町 長崎県 連盟 氏 マイカー	4,150円		
		・平成25年5月10日 平戸市 県 連盟 氏 マイカー	4,500円		
		・平成25年6月2日 平戸市 連盟 氏 マイカー	4,500円		
		・平成25年6月16日 西海市 県 連盟 氏 マイカー 2	2,225円		
		・平成25年6月23日 大村市 連盟 氏 マイカー	1,900円		
		・平成25年8月18日 熊本市 県 連盟 氏 マイカー	5,850円		
		・平成25年9月22日 熊本市 県 連盟 理事長 マイカー	5,050円		
		・平成25年10月15日 諫早市 長崎県 連盟 副会長 マイカー	800円		
		・平成25年11月2日 長崎市 氏 マイカー 44キロ分×25円			
		・平成26年1月27日 長崎市 連盟 理事長 1キロ×	25円		
		・平成26年3月29日 平戸市 連盟 理事長 (125キロ+91キロ)	×25円分		
p.132	議会事務局	(2)人件費(意見) 当該議員の人件費に充当されている内容は次のとおり。		(措置済)	
		【監査結果報告書132頁参照】		当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要す る経費に適合する支出に相違ありませんでした。	
		このように、全期間人件費の全額を充当している。		なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務	
		雇用契約書の提出はあるものの、追加資料の提出はなく、勤務実態は確認	できていない。 戦員のほか、事務所にはもう1名の事務補助職員がおり、計2名の体制で事務所	内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、	
		は運営されている。当該職員1名が政務活動のみに従事している為、人件		当するよう見直しを行いました。	
		た。 確かに、人数的には1名の常勤者が政務活動補助業務のみに従事している	ことも考えられるが、業務内容を確認する方法がないため、1名でも全額を充		
n 134	議会事務目	当する場合においては、根拠資料として業務実績がわかる資料として業務 < 3 1 > 議員	8日報等の作成保存を実行する必要があると思われる。	(措置済)	
p. 134	成女学协问	(3) 1 / 3 (3) 2 (3) 2 (4)		(相旦 <i>河)</i> 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要す	
		に対しては、   のないの徒山の励力を持つれなかった。 (1)調査研究費(意見)		国設議員が相互を行いよりたが、以初店勤に安り る経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、燃料費への充当については、平成28年度か	
		(1)前直切れ真(思見) 定額の調査研究費が廃止された25年以降については、ガソリン代の半額が これは、政務活動分として1/2按分した金額であるため、平成25年度のガ	「交通費として計上され、1年間で592,880円が計上されている。	るの、	
		7,411リットル分となる。		するよう見直しを行いました。	
		計算となる。	情景のガソリン代は、レギュラーガソリンで155円~160円程度、ハイオクガソ		
		リンで165円から170円程度となっている。レギュラー車の場合、128,052 燃費を1リットル当たり10キロとすると走行距離は月8,000キロ、1月30日:	円÷160円=800.3リットル		
			がうかがえるが、1日あたり266キロを走るとなると、毎日福岡県を往復する		
		燃料費の領収書はすべて後援会発行となっており、議員が使用したガソリ	リン代の半額分を後援会へ支払う形をとっている。 職員及び2名の調査委託要員がおり、車1台では活動に支障をきたすことか		
			リン代について、政務調査活動とそれ以外の活動を明確に区分する事が困難		
			引する場合において、単純に按分割合上限である1/2を全ての車両に適用す いでもある。		
		今後、車両を複数台使用する場合における按分充当基準については、検討			

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.135	議会事務局	当該議員の人件費として充当されている内容としては、1名が常勤事務補助職員として雇用されているが、その他に次の支出が含まれている。 領収書内容:平成25年12月31日 政務調査事務委託費 150,000円 報告書摘要: H25.4月 - 9月調査委託料 充当額150,000円 領収書内容:平成26年3月31日 政務調査事務委託費 160,000円 報告書摘要: H25.10月~H26.3月調査委託料 充当額160,000円 領収書の発行者は、2枚とも同一者である。 当該支出については、「政務調査事務委託」となっているが、交付条例に定める使途基準においては、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされ、あくまで活動主体は議員本人でなければならない。		
		支出内容としては、使途基準に定める調査研究費に属する調査委託費と考えることができ、当該議員においても、今後は支出項目について見直し、調査研究費で計上する旨の意思を確認しているが、その場合においては、委託した調査の内容を明瞭にすべきであると考えられる。 調査を委託することを否定するものではないが、政務活動費として充当する以上、調査委託の内容が明瞭に表示できるように努めるべきと言える。		
p.136	議会事務局	<32>議員	(措置済)	
		(1)人件費(結果) 追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、 展用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.137	議会事務局	< 3 3 > 議員	(措置済)	
		追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1) 資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成26年1月16日 「胃がんはピロリ菌でなくせる」 1,260円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.138	議会事務局	<34>議員	【(措置済)	
		追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)人件費(意見) 当該議員においては、人件費のみを政務活動費として充当している。 充当内容は次のとおり。 【監査結果報告書138頁参照】 雇用契約書によると、勤務場所は議員の後援会事務所であるが、上記のように、常に常勤の事務補助職員を2名雇用し人件費の全額を政務活動費として充当している。 今回、追加資料の提出がないため、勤務実態が確認できないが、後援会事務所と併設されていることを鑑みると、当該事務補助職員が政務活動のみに従事していることは考えられないことから、内容を再度精査する必要があると考える。	当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務へ容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.140		念パーティーに参加している。 そして、衆議院議員の 氏についても、 事務所時代における秘書の同僚であり、同年12月16日の第46回衆議院議員総選挙に同じ政党から出馬している。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、会派の勉強会のためであり、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、会派等の勉強会については、平成28年度から、勉強会の収支、開催経費の一覧及び領収証、参加者名簿、配付資料等を提出するよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		(2) 資料作成費・広聴広報費(意見) 当該議員は、県政報告新聞の印刷を、議員の親族が経営する企業に委託していた。 総論でも述べたが、このように、委託先が親族等である取引の場合には、金額の妥当性等第三者との取引以上に慎重になることが望まれる。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、広報紙については、平成28年度から、領収証とともに、部数及び単価が記載された書類、印刷物の現物を提出するよう見直しを行いました。	日本の   日本
		(3)人件費(意見) 当該議員は、人件費の支出に関して雇用契約書を作成し収支報告書にも添付をしていた。 当該雇用契約書を確認したところ、平成24年9月1日付けで雇用した事務職員に関して、雇用契約書において、雇用期間が「平成24年9月1日から平成24 年11月23日まで」と記載されていた。 この、平成24年11月23日は、当該議員が県議会議員を辞職した日であるが、雇用日である9月1日時点において議員辞職日が決定していたとは考えられないことから、当該雇用契約書は、後日遡及して作成されたものと考える他ない。 証拠書類である契約書を遡及作成することは行うべきことではなく、今後このようなことがないように措置を講じるべきと言える。	については、雇用期間の終了日を雇用期間終了後に記入したものであり、後日遡って作成したものではありませんでした。	
p.144	議会事務局	〈36〉議員 (1)資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成23年8月18日 「国語辞典」3,045円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	(措置済) 当該議員が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	

#### 政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.146	議会事務局	自由民主党・愛郷の会	(措置済)	
		平成23年4月改選以降の変遷	当該会派が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。	
		平成24年2月:自由民主党・清風会と自由民主党維新の会が合流し自由民主党・県民会議設立	なお、視察については、平成28年度から、視察先が、 県外、 海外、 宿泊を伴う県内のいずれか	
		平成24年5月:自由民主党に会派名変更	の場合は、行程表と視察報告書を提出すること、	
			及び手引きに「政務活動以外の活動が含まれていれば全額充当できない」と明記するよう見直しを 行いました。	
		<収支報告書内容一覧>	行いました。	
		平成23年度		
		【監査結果報告書146頁参照】		
		平成24年度・平成25年度		
		【監査結果報告書147頁参照】		
		(1)調査研究費 視察報告書について(意見) 当該会派においては、定期的に県外・海外視察を行っている。 当該視察に関して、収支報告書及び添付資料、さらに追加提出資料を確認したところ、以下の視察については、領収書及び行程表は添付されていた が、視察報告書が添付されていなかった。		
		H25.2.7~9 東京・三重・大阪 16名参加 1,406,180円 H26.2.6~8 沖縄視察 17名参加 1,969,510円		
		この件について、会派控室にて担当議員にヒアリングをおこなったが、概ね会派全員が参加しているため、会派として視察報告書を作成していないと のことであった。		
		調査研究活動に関しては、その活動に実質があるか否かが重要であり、その支出が適法であるか否かの判断基準は、一般的に次のようにされている。 調査目的と県政の関連性 調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無 調査方法の妥当性 調査活動と支出経費の相当性 調査活動と支出経費の相当性 調査研究に実質があった場合の支出の適合性の判断基準については、 支出の対象となった活動が県政と関連性を有するかどうか 支出の対象となった活動が県政と関連性を有するかどうか 支出の対象となった活動が必要かつ合理的なものかどうか と言われている。(政務調査費ハンドブックより)		
		このことにより考察するに、調査研究活動として視察を行なった場合においては、上記判断基準によりその支出が適法であるか否かが判断できるような内容の視察報告書を作成するのが必須と言える。 政務活動費は公金であるとの意識を強く持ち、県政にいかに役立てることができるか、視察の成果について、広く情報公開を推進すべきと考える。		

#### 政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	議会事務局		(措置済) 当該会派が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、視察費用については、平成28年度から、県内・県外の視察の場合は、原則として貸切バス代の・場数見積りを義務付けるよう見直しを行いました。	
	議会事務局	(3)事務費(結果)	なお、人件費への充当については、平成28年度か	
		当該会派においては、所属議員に利用させるために、ノートPCやタブレットを購入している。 今回、当該PC等の管理状況を確認したところ、ノートPCは会派控室から持ち出し禁止にしており、タブレットについては各議員が持ち出し利用してい るとのことであったが、備品台帳等の作成・保管はしていないとのことであった。 改選等により、所有者・利用者の区分が曖昧になる恐れもあることから、会派で購入した備品類については、備品台帳等を作成し、管理を徹底させる べきと考える。	る経費に適合する支出に相違ありませんでした。	

#### 政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	(会派別) 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	議会事務局		(措置済)	11日川日へ16 / 以ぐいけに
		平成23年4月改選以降の変遷	当該会派が精査を行いましたが、政務活動に要す る経費に適合する経費に相違ありませんでした。	
		平成26年2月:新生ながさきが合流し、改革21・新生ながさきに	なお、視察については、平成28年度から、視察先	
		<収支報告書内容一覧>	が 県外、 海外、 宿泊を伴う県内のいずれか の場合は、行程表と視察報告書を提出すること、 及び手引きに「政務活動以外の活動が含まれてい	
		【監査結果報告書151頁参照】	れば全額充当できない」と明記するよう見直しを 行いました。	
		(1)調査研究費 (意見) 当該会派は、平成24年度において、次の海外視察を行なっている。	133.33.3.20	
		H25.3.26~29 3泊4日韓国(釜山、雪岳、ソウル)参加11名 2,191,235円全額充当		
		<行程表> 3月26日 10:50 福岡空港発 昼食 午後 釜山博物館・射撃場火災現場視察		
		3月27日 午前中 釜山視察 昼食後列車にてソウルへ 午後 雪岳リゾート施設視察		
		3月28日 午前中 雪岳視察 車にてソウルへ到着後昼食 午後 自治体国際化協会ソウル事務所訪問 ハンファグループ本社訪問		
		3月29日 午前中 韓国旅行業協会訪問 視察後昼食 午後 観光後空港へ		
		当該視察において、上記内容中、下線部分の視察については詳細な視察報告書が添付されている。一方、 分の視察については、何ら報告書が作成されていない。		
		調査研究活動として視察を行なった場合においては、その支出が適法であるか否かが判断できるような内容の視察報告書を作成するのが必須と言え る。		
		政務活動費は公金であるとの意識を強く持ち、県政にいかに役立てることができるか、視察の成果について、広く情報公開を推進すべきと考える。		
p.153	議会事務局	(2)人件費(意見) 当該会派においては、常勤事務補助職員を1名雇用し、人件費支給額の全額を政務活動費として充当している。当該事務補助職員の業務内容等につい て、会派控室にて担当者にとアリングを行った。 当該事務職員は、フルタイムで会派控室に1名で常勤しており、会派所属議員の様々な活動について補助業務を行っているとのことであり、完全に政 務活動のみに従事しているのか疑問が残る。 このことから、当該事務職員の人件費を全額政務活動費として充当することには精査が必要であり、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきである と言える。 現在の運用指針においては、按分の上限が1/2となっているが、勤務時間等を勘案し、適正な額を按分充当するように検討を行うべきと考える。	なお、人件費への充当については、平成28年度か	
p.153		(3)事務費 (結果) 当該会派においては、所属議員に利用させるために、タブレットを購入している。 今回、当該タブレットの管理状況を確認したところ、各議員が各自の責任の下に利用しているとのことであったが、備品台帳等の作成・保管はしてい ないとのことであった。 改選等により、所有者・利用者の区分が曖昧になる恐れもあることから、会派で購入した備品類については、備品台帳等を作成し、管理を徹底させる べきと考える。	る経費に適合する支出に相違ありませんでした。	

### 政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	【会派別】 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	議会事務局	旧新生ながさき(平成26年2月解散)	(措置済)	20 mm 1 m 2 cm 2 12 mm 2 mm
		【監査結果報告書154頁参照】 (1)研修費(結果) 当時の新生ながさき会派において、平成24年3月31日付けにて、次の内容の収支報告書添付領収書があり、全額を研修費として充当している。 領収書 2012年3月31日 新生ながさき 様 ¥ 1 2 0 , 0 0 0 但 研修費として(8月~3月 億5,000×3名×8か月) 上記正に領収しました	当該会派は二重充当ではなかったと認識しておりますが、連立会派の勉強会の開催費用が一部確認できなかったとの理由で平成27年3月16日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、研修費108,314円が削除されました。その結果、14,569円を返納する必要が生じ、平成27年3月27日に納付がなされました。	
		長崎市江戸町2番13号 連 立 会 派		
		当該領収書の内容を見ると、「新生ながさき」が研修費120,000円を「連立会派」に支払っていることになっており、「連立会派」が120,000円を受領したことになる。 そもそも当時、会派である「新生ながさき」自体が連立会派に入っており、領収書内容に不可解な点があると言える。 この件について、会派からの説明によると、当時、新生ながさき3名が、研修費として勉強会の費用負担分を連立会派の会計担当者へ毎月5千円を納めていたものを計上したとのことであった。 当該勉強会の開催にあたる費用(会議室代や講師代等)については、他の会派の政務調査費からの領収書からも、一部であるが確認でき、又、新生ながさき会派においても、2011年6月30日付けの会議室代領収書(5,540円)、2011年9月2日の会議室料領収書(1,506円)については、当該費用負担分から支払われているとの説明である。 また、その外にも連立会派を組む会派である改革21(当時)などの書類から研修費に充当していると見られる金額が一部ではあるが、認められるとの申し出があった。 しかし、一部であっても、当該費用負担分から支払われている上記経費を充当することにより、費用負担分全額を120,000円充当すると、二重に充当したことになる。 これらのことから、逆に当該120,000円から勉強会等に使用したと考えられる経費を控除した残りについては、使途が判明しないと言うべきである。以上により、再度内容について精査を行う必要があると考える。		
p.157	議会事務局	県政改革県民の会(平成26年2月解散)	(措置済)	
		当該会派においては、次の海外視察を行なっている。 H24.3.19~24 インド行政・学校訪問と世界遺産視察 5泊6日 2,130,000円 H25.2.3~9 香港・マカオ・台湾世界遺産視察 6泊7日 1,913,500円 上記の海外視察の行程表を確認すると、あまりにも時間的余裕があり、概ね半分の時間は視察に充てられていない可能性が考えられる。	当該会派が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、視察については、平成28年度から、視察かが、県外、海外、宿泊を伴う県内のいずれかの場合は、行程表と視察報告書を提出すること、及び手引きに「政務活動以外の活動が含まれていれば全額充当できない」と明記するよう見直しを行いました。	
p.158			(措置済) 当該会派が精査を行いましたが、政務活動に要する経費に高高を行いましたが、政務活動に要する経費に組建ありませんでした。 大きに高速をは元所属議員が11台理していまた。 現在 自己 は、平成28年 で、会派で取得価格が3万円い上のする状態が高いた時でがら持ち出し、一下パソコンなう万円で質上保管場のがら持ち出し、一下パソコンなう万円である。 大きに、会派で取得がレット・パリンコンなう万円である。 は、	

### 費用弁償について

【費用弁償】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.162		1. 海外研修視察承認申請書の記載について(意見) 海外研修視察については、「議員の海外研修視察承認申請書の記載といる。 海外研修視察については、「議員の海外研修視察承認申請書を議長に提出し、承認を得るものとする。」とある。 また、「海外研修視察承認申請書」については、「1.旅行期間」、「2.旅行先」、「3.旅行目的及び期待される効果 研修、視察の目的、内容及び期待される効果(具体的に)」の3点を記載する様式となっており、見積書の添付が求められている。 ここで、平成25年8月19日から22日にかけて行われた韓国への視察の「海外研修視察承認申請書」の「3.旅行目的及び期待される効果」に明確に記載されている目的は、「新釜山港の開発状況視察、物流港の計画について調査」であり、その他については「等」と記載されている。 「海外研修視察承認申請書」の記載は、新釜山港の開発状況視察、物流港の計画について調査」であり、「2.旅行先」としても「韓国(釜山、済州島、光州)」と書かれている上に、訪問先名の分かる日程表も添付されているため、他の視察先も明示されている。 また、調査報告書によると、他の視察先についても一定の成果はあったものと推察される。	(措置済) 平成28年4月から海外研修視察承認申請書については、目的、調査事項、調査の必要性、訪問先の選定理由等に分けて具体的な記述がなされるように、申請書の様式を改めました。	
		しかしながら、「海外研修視察承認申請書」は、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」に定める旅行の趣旨に合致するかどうかを判断する根拠として提出させるものであり、視察の目的、内容及び期待される効果について、明確に記載される必要がある。今後は旅行行程や訪問先と共に、目的及び期待される効果についても申請書に可能な限り詳細に記載した上で、申請・承認が行われることが望まれる。  派遣期間 派遣先 目的 H25.8.19		
p.163		*2	(措置済) 平成28年4月から海外研修視察経費の見積書の提出にあたっては、2者以上から見積書を徴取する取り扱いに改めました。	
p.163		3.海外研修視察報告書の記載について 海外研修視察については、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」第7条(報告書の提出)において、「議員は、研修及び視察についての報告書を 帰国後1ヶ月以内に議長に提出しなければならない。また、議長は、その提出があったものについて、議会に報告するものとする。」として、報告書 の提出を求めている。 当該報告書を閲覧したところ、以下の視察について報告書の記載内容が十分でないものが見受けられた。 (1)平成23年7月26日~フィリビン視察(意見) 平成23年7月26日から29日にかけて行われたフィリピンへの視察について、商業・経済の中心地(マカティ地区)への視察が行われているが、その点 につき報告書への記載がなされていない。 視察した議員の説明によると、「当該マカティ地区はマニラ首都圏の副都心と言われており、経済発展するフィリピンの新しい姿を視察するために コースに組み入れたが、個別の企業にアポイントを取ることが困難で、また時間の制約もあったことから、大半は車窓から街並みや高層ピル群の視察 を行なった。」との事であった。 確かに、時間的な制約等により予定していた内容の視察ができない場合も考えられるが、そのような場合においても、実際に視察した証拠として報告 書の記載を行うようにすべきと思われる。	(措置済) 平成28年4月から海外研修視察報告書については、具体的な調査結果等が記述されるように報告書の様式を定めました。	
p.163		(2)平成25年7月16日〜シンガポール視察(意見) 平成25年7月16日から19日にかけて行われたシンガポールへの視察については、展示内容の説明部分が、報告書の中での位置付けは低いと考えられる が、日本語として意味を成さない箇所がある。また、視察先によっては報告内容が簡便な部分もあった。 報告書については、視察内容が視察の目的に適ったものであったかを議長へ報告する手段であると考えられる。当該観点からも、報告書においては、 現地で受けた説明やそこから学んだ内容を、可能な限り本県との関係に照らして記載する等、今後報告内容に関して一定の目安を設け、詳細かつ丁寧 に記載するよう検討すべきである。		

### 費用弁償について

【費用弁償】

報告書頁	+頃』 所管		項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	議会事務局	ルツブルグ市内、ウィーン市内 への記載がなされていない。 視察急後であった。なお、報告書 うに改めていきたい。」とのこ 当該視察については、「海外研	オーストリア視察(結果) かけて行われたドイツ、オーストリアへの視察については、世界遺産(ヴィース教会、ノイシュバンシュタイン城、ザ )への視察が、2つある視察目的の1つとされており、数日間に渡って行われているにも関わらず、その点につき報告書 「世界遺産となっている教会をはじめとした歴史的建造物を視察することができ、長崎の将来を考えるにあたって大変 については、世界遺産の視察部分の記載が漏れており、不十分であったことは反省し、今後はこのようなことのないよ	(措置済) 平成28年4月から海外研修視察報告書については、具体的な調査結果等が記述されるように報告書の様式を定め、チェック機能が働くようにしました。	are seen to prove a very a constraint of the
		派遣期間 派遣先	目的		
		H23.7.26 ~7.29 フィリピン (4日間)	・海外援助活動(机・椅子の寄付:佐世保市、平戸市、大村市、西海市、各教育委員会及び県関係機関関与)、 現地小中学校落成式式典等出席、日本人学校、視察等		
		H25.7.16 ~7.19 シンガポール (4日間)	・長崎市の臨港部・都心部再整備を推進するための先進事例の調査・研修		
		H26.3.29 ~4.5 ドイツ、 (8日間) オーストリア	・ドイツ・オーストリア林業・再生エネルギーと世界遺産視察(長崎県林業振興の為、世界遺産の取り組み状況)		
p.165		視察報告の情報開示について、 手続きを踏めば閲覧できるもの 先、派遣議員名を簡潔に記載し 県議会ホームページ上に簡潔に 視察・調査の成果に関しては、	最終的には議員・委員会活動への反映を通して、住民の福祉の増進につながるものである。よって、現地で見聞した内	海外研修視察報告書については、平成28年4月から原文をホームページに掲載するように改めました。 委員会の現地調査については、平成27年9月から	
			いる地方公共団体もある中で、視察を継続してきたその意義を十分に認識し、具体的な海外研修視察報告書をホーム 現地調査の報告内容を充実させたりする等、率先した取り組みが行われることを期待したい。		
p.165		ここで、現金払いと口座振替払 務も煩雑になる傾向にある。一	法は、現金払いと口座振替払いの選択制となっており、現金払いと口座振替払いが混在している。 いとを比較すると、一般的に、現金払いは、現金を扱うこととなるため、紛失等が生じるリスクがあり、また、支給事 方で、口座振替払いは、現金を扱わず、取引の証跡も残るため、紛失等が生じるリスクが低く、また、支給事務も簡便 、現金を扱うことによる紛失等の事故防止と支給事務の簡素化による事務コストの削減とを期待して、口座振替への支	ら全議員の口座振替への移行を進めていくことに	
		現金払いの場合は、現金の準備 また、口座振替へ支給方法を統	トの削減の観点から、支給事務の現状について、議会事務局に確認したところ、紛失等の事故防止の点に異論はなく、 ができてから各議員へ渡すまでの間、現金を保管する必要があるとのことであった。 一した場合の事務コストの削減効果については、支給方法を統一した方が確かに事務コストの削減につながると見込ま った。現在、すでに口座振替が行われており、議員数も40名超にわたることを考慮すると、口座振替への統一が事務コ 高いものと考えられる。		
		現金を扱うことによる紛失等の 法について見直しを検討する必	事故防止の観点と、事務コストの削減とを勘案すると、口座振替が望ましいと言える。 したがって、費用弁償の支給方 要があると考えられる。		

### 費用弁償について

【費用弁償】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.166		平成24年4月1日の応招旅費の見直しにより、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上ある議員において、会議等に出席のため自ら借り上げている有料宿泊施設以外の宿舎等に宿泊したときの宿泊料が1泊定額13,300円から8,200円(離島議員は10,000円)へと引き下げられた。	り、当面、現状の取扱いを維持し、今後、他県の 状況等を見ながら見直しの必要性が生じた際に制	

# 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号1.一般国道251号橋梁整備工事(有明川橋上部工)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.175		(1)公平性・競争性の確保について(意見)	(その他)	
		当該工事の競争参加資格要件として、営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件や同種工事の施工実績に関する条件が、下記のとおり付	板(C+) *** **	
			評価基準の「地域精通度」については、工事箇所 の地形や地質、気候などをどれだけ熟知している	
			かにより、現場状況の把握や施工計画の適切さを	
			見極めることができる項目であり、また、「地域	
			貢献度」については、地域に密着した活動を行う	
			ことにより、工事の円滑な推進に寄与することを	
			判断できる項目です。	
			これらの評価項目については、工事の品質の良否に影響する要素であり、これらればですることは	
			に影響する要素であり、これらを評価することは 妥当であると考えております。	
		このため、当該工事の競争参加資格要件として、営業所等の所在地を県内に限定せず、九州内に営業所を有する者にまで広げている。これは、複数業		
			門戸を開いていることから、意欲があれば加算で	
			きる項目であり、仮に、県外業者がこの分野を企	
		一方、当該工事の評価の基準(評価は2日、評価内容、配点)を見ると、地域精通度や地域貢献度に関する評価項目があるなど、県内業者のみが該当するアスカンは1987年のグラストは2月		
		ると思われる評価項目が見受けられる。 地域精通度や地域貢献度等に関する評価項目は、県内(管内)業者が複数参加できる場合に、県内(管内)業者間において差別化を図るための評価項	はあると考えております。	
			業」などに参加するなど、県外企業でも、実績を	
			有している業者もあります。	
			また、提案にあるような「地域精通度」と「地域	
		造船所が、評価値が最も高くなり、落札となっている。	貢献度」の評価を全くしなかった場合、簡易型の	
			加算点は20点としていることから、通常であれば、これらの配きを"今世の花工能力"。神公	
			ば、これらの配点を"企業の施工能力"へ按分し 再配分しなければなりません。そうした試算を	
			行った場合でも、評価値大島造船所(株)が1位で	
			2位がC者となります。	
			現行の評価基準は、このように諸々の状況を鑑	
			み、総合的見地から設定したものであり、県外業	
		このとおり、長崎県内に拠点があることや従業員を長崎県内に常勤雇用することのほか、長崎県アダプト事業等に基づく公共施設の清掃美化活動等の 実績、従業員が県内消防分団の団員であること等、県外業者にとっては不利な評価項目、評価内容、評価基準及び配点となっている。	者でも意欲があれば加点できることから、現在の 方法は妥当性があるものと考えております。	
		美顔、従業員が宗内消防方型の団員であること等、宗外業者にとっては个利は評価項目、評価内谷、評価基準及び配点となっている。 この項目は、工事に必要な地元調整などが比較的スムーズに進み、品質の向上につながることを考慮すれば、一定必要と考えるが、県内に1者のみの		
		この場合は、上手に必要な他の時間には、上手に必要はないのは、一般のの日になっているかることをも思うれば、		

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号2. 厳原港社会資本総合整備交付金工事(橋梁上部工) 一部変更】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.179	港湾課 財政課	(1)契約金額変更(減額)に伴う議会の再承認・条例違反の長期間継続に関して(結果) 当該工事については、上記2.概要にも記載のとおり、変更契約3回目(減額)時には議会の議決を経ていない。	(措置済)	
		  県における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、地方自治法の要請により「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は  処分に関する条例」において、下記のように定められている。  なお、同条例は下記の全3条で構成されている。  (趣旨)  第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。  (議会の議決に付すべき契約)	平成27年2月議会より、減額変更についても、議会の再議決に諮っております。また、平成27年11月議会において、「知事の専決処分に属する軽易な事項の指定について」に「軽易な金額変更については専決処分をすることができる」旨の条文が追加改正されております。	
		「競名の協派に対する民族的) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事 又は製造の請負とする。 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若 しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若 しくは売払いとする。		
		以上であるが、では、議会の議決を得た工事契約で、その後の事情変更等により、契約を一部変更する事態が生じた場合に、再議決が必要か否か検証してみる。 この件に関しては、下記の行政実例が回答されている。 議会の議決を得た契約の変更と議会の議決 議会の議決を得た契約で、その後の事情変更等により、契約を一部変更する事態が生じた場合の議会の再議決については、前に議会の議決を得た事実 の変更に関する契約である限り、すべて議会の議決を要するものであるが、議決を得た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額(5億円)に 達しなくなったときは、当該契約の変更については、更に議会の議決は必要ないと解されている(537.9.10行実)		
		(以下請負金額等についての行政実例等) 1.予定価格、請負金額ともに5億円の金額を超える契約について、契約変更の結果、請負金額が、 (イ)当初の議決金額を下回るが(減額)、5億円をこえる場合 (ロ)当初の議決金額を下回り(減額)、5億円を下回る場合 (八)当初の議決金額をこえる場合(増額)。 (イ)(ハ)当初の議決金額をこえる場合(増額)。		
		2.請負金額は5億円を下回るが、予定価格が5億円をこえるため議会の議決を得た契約について変更の結果、請負金額が(イ)当初の議決金額を下回る場合(減額) (ロ)当初の議決金額を上回るが(増額)、なお5億円を下回る場合(S43.9.20行実) (八)当初の議決金額を上回り(増額)、更に5億円をこえる場合 (八)当初の議決金額を上のり(増額)、更に5億円をこえる場合 (八)は、再議決が必要であり、(イ)(ロ)はその必要はない。		
		3.予定価格、請負金額ともに 5 億円を下回るため、長において契約を締結したが、その後設計変更を加える必要が生じ、請負金額が 5 億円をこえるこなった場合議会の議決が必要 ( S12.11.10行実 )		
		つまり、議会の議決を得た事実の変更に関する契約である限り、議決を得た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額である5億円に達しなくなった場合を除き、増額又は減額の別に関わらず、1円の契約金額変更においても、すべて議会の再議決を要することとなる。		
		今回、契約変更に際しての再議決の状況を確認したところ、増額変更契約の場合には全ての契約で議会の再議決を得ていたが、減額変更契約の場合には、当該工事を含め、過去に遡及しても全てにおいて、議会に対して何らの手続きも行われておらず、議会の再議決を得ていないことが判明した。		
		工事契約においては、減額変更契約事案は頻繁に発生する事であり、確かに少額の減額変更全てにおいて議会の再議決を得るのは、手続き上事務 処理が膨大になり、工期の遅延等事業遂行に支障をきたす恐れが考えられる。 しかし、他の自治体における議会の議決に付すべき契約等に関する条例において、「当初予定価格の パーセント以内の変更契約については、議 会の議決に付することを要しない」や、変更金額によって「専決処分をすることができる」旨等の条文を追加している場合もあるが、長崎県において 現在そのような条文体系になっておらず、例え1円の減額変更契約においても、議会の再議決が必要な状態となっている。		
		いずれにしても、現状は地方自治法違反及び条例違反の状態が長期間継続していることになっており、条例の改正も視野に入れ、早急に適正な措置 を講じるべきである。		

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号3.長崎県漁業取締船建造工事】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.182		(1)共同施工方式の履行状況に関する発注者の確認責任について(意見) 当該契約については、入札参加資格要件にも記載のとおり、県外企業であるA社が代表構成員となり、県内企業であるB社がその他構成員として共同企業体(以下、「JV」という。)を結成し、一般競争入札により落札し施工を行っている。 企業体(以下、「JV」という。)を結成し、一般競争入札により落札し施工を行っている。 (共同企業体施定書、第7条より) JV方式による目的としては、技術的難度が高い軽合金製漁業取締船の建造について、共同施工によって中小造船業者の技術の向上と育成を図り、併せて、建造工事の高面質と安定的施工を確保することとされており、(「長崎県漁業取締船建造工事共同企業体取扱要領」より)県内中小造船業者の技術の向上と育成を図り、併せて、建造工事の高面質と安定的施工を確保することとされており、(「長崎県漁業取締船建造工事共同企業体取扱要領」より)県内中小造船業者の技術力育成が、その趣旨であると何える。 建造難易度の高い軽合金製船の建造実績がある県外企業とのJVにより、県内造船業の技術力向上を目標としているものであり、入札参加資格要件においても、「経営の形態は共同施工方式であること」が明記されている。 今回、監査に当たり各種資料の確認及び担当者へのヒアリングを行ったが、その他構成員である県内企業のB社の社員等技術者が、当該建造工事についてどの程度携わっていたか確認でき得る資料が存在していない。 当該B社と、県外企業であるA社は、過去においてもJVを結成し、確認でき得る限り2隻について県発注の漁業取締船の建造を請け負っているが、当該2隻についてもA社が代表構成員であり、B社はその他構成員であった。 JV方式により県内中小造船業者の育成と技術力向上を目的とするのであれば、発注者である県においては、建造工程における施工体制や人員数等、その他構成員である県内企業の施工状況等を確認すべきであると言える。 今後、同様な工事を発注する場合は、その趣旨を十分に理解し、発注者責任を履行し、県内中小造船業者の育成と技術力向上に寄与できるように監督体制を整えることを検討されたい。	J V 方式による同様の工事では、共同企業体協定書に明記されている運営委員会において「工事の施工の基本に関する事項」等が決定されます。平成27年3月契約分からは、この決定事項の内容を把握することで、施工の行程や役割分担等を確認することとしております。	

# 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号4.旧松浦東高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.18	5 教育環境整備課	(1) 随意契約の根拠について(意見) 今回の無償譲渡に関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。	(その他)	
			企業誘致は、地域の活性化、雇用の創出、県民所	
			得向上などに寄与する重要施策の一つでありますが、本県においては、他県と比較して優良工業団	
		地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。	地のストックの少なさや団地整備の必要性が指摘	
		二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	されているところです。 企業立地は、いかに先を見通し、企業ニーズに応	
		担当者へのヒアリングでは、当該条文の内、「その他の契約で~」に該当するため随意契約とする根拠である旨の回答を得ている。	える形で適地を整備し、積極的にセールスを行う	
			ことが重要であり、今回松浦市が整備した東部工 業団地は、平成23年に発生した東日本大震災の影	
		処分の方法	響から、生産拠点や生産活動が西日本へシフトす	
			る動きを見せるなか、有識者等も含めて様々な視点での検討が行われたうえで、松浦市の政策とし	
		なお、処分契約が次のいずれかに該当するときは、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして、同条同項第2号の規定により随意契約によることができるものとする。	て計画されたものであります。 このようなことから、今回の無償譲渡は、市の地	
		一 長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1項各号に基づき処分するとき。	域活性化や雇用創出のための「公共の用、又は直	
			接その用に供するもの」に準じるものと考えてお ります。	
		普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。	また、県有財産管理運用本部会議で定めた未利用	
		(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を国又は他の地方公共団体その他  公共団体に譲与し、又は減額譲渡するとき。	地の分類基準では、ます地元市町からの要望や具 体的提案を優先することとしておりますが、仮に	
		(2)  他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途	一般競争入札を実施した場合、実習施設等の建物	
			が多く存在する広大地に対して応札者は見込め ず、入札のために地質調査や測量など多額の経費	
		(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又	を費やすというデメリットがあり、松浦市との随 意契約は、地域の活性化等に寄与するとともに、	
		(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって	県が負担すべき建物等の解体費が不要となるメ	
			リットがあることから妥当な措置であったと判断 しております。	
			今後も引き続き、根拠となる条例や規則、関係通	
			知等を遵守しながら、適正な事務処理に努めてま いります。	
		廃校に伴う県有財産の譲与等に関する事務取扱基準 1目的		
		「日町  この取扱基準は、県立高校の再編整備により廃校した学校の財産処分について、廃校した学校の県有財産(以下「県有財産」という。)を市町へ譲与		
		する場合の事務処理に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。		
		2譲与		
		県有財産を譲与できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、国庫補助金の返還がある場合を除く。  (1) 市町有地上の県有財産(建物)で、市町が公共の用又は直接その用に供するため、県有財産(建物)を必要とする場合。		
		(2) 市町等から県に寄附された県有財産について、県での用途がなく市町が公共の用又は直接その用に供するため、県有財産を必要とする場合。		
		(3) 市町等から県に寄附された県有財産と購入等により取得した県有財産の両方をもつ学校について、県での用途がなく市町が公共の用又は直接の用  に供するため、県有財産を一括して必要とする場合。		
		ただし、知事が特に認める場合に限る。 今回の無償譲渡は、第2項第3号を根拠にしている。		
		県では、県有財産管理運用本部会議において、未利用地の分類基準を定めており、その中では、公共的利用計画がない場合には、3年間を限度に公共  的な活用を検討し、最終的に公共的な活用が見込めない場合は、公募により一般競争入札による処分(売却)を行うことが明記されている。		
		参考:平成22年度売却方針見直しを踏まえた今後の未利用地の分類基準		
		H23.1.31決定(県有財産管理運用本部会議)		
		【監査結果報告書187頁参照】		
	1			

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号4.旧松浦東高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		上記のように、根拠法令等から、今回の譲渡に関して松浦市へ随意契約により無償で譲渡するには、松浦市が当該県有財産を公共の用又は直接の用に供する必要がある。 しかし、県は松浦市が市営工業団地として活用することについて、公共の用又は直接の用に供するに当たらないと認識しておきながら、地元地域の活性化や雇用の創出を生み出し、本県の産業振興に寄与するとし、公共の用又は直接その用に供するものに準じるものであるとの理由から、知事承認の下、随意契約により松浦市へ無償譲渡を行った。		
		ここで、松浦市の現況及び当時の状況等から、今回の市営工業団地造成が果たして公共の用又は直接の用に供するものに準じていると考えられるか の検証を行う。		
		松浦市には、今回の譲渡が行われた平成23年当時、既に5つの工業団地・適地が存在しており、旧松浦東高等学校跡地の同地区には、平成7年から 分譲を開始していた今福工業団地がある。		
		今回の譲渡において、松浦市が提出した普通財産譲与申請書の添付資料には、今回の松浦市東部工業団地整備の理由について、「今福工業団地の 南東に位置することから、隣接もしくは一体的な工業団地としての整備が期待され、また整備中の西九州自動車道が完成すれば、そのポテンシャルは さらに向上するものと期待される。」との記載がある。 しかし、当該添付資料においては、今福工業団地には全体の72%にあたる28,436.42㎡が分譲可能な適地として存在する旨の説明があり、その当時、 それだけの分譲残地が存在していたことを証明している。		
		では、松浦市における他の工業団地の状況はどうであろうか。松浦市のホームページを基に、松浦市東部工業団地の状況と合わせてまとめたのが次 の表である。		
		【監査結果報告書189頁参照】		
		上記のように、監査日である平成26年8月現在においても、該当する平野工業団地及び坊ノ上地区において、分譲可能敷地面積の約80%にあたる、合計50,526.22㎡もの分譲残地が存在しており、平成23年当時の今福工業団地の分譲残地と合わせると、その当時少なくとも78,962.65㎡の広大な分譲残地が存在していたことになる。		
		また、西九州自動車道が完成することにより、工業団地のポテンシャルがさらに向上する見込みとあるが、松浦市から福岡への全線が開通するか、若しくは、松浦市から佐世保への全線が開通するかしないと、その見込みは意味をなさないものであると考えられる。そのことを鑑みると、そもそも現在においても、その区間が開通する見込みは立っていない状況であり、西九州自動車道の完成による優位性を見込んだところで、今後相当期間の待機期間があるのは明らかと考えられる。長崎県内の他自治体に存在する工業団地においても、交通の便の良し悪しにより分譲状況に差が出ていることは周知の事実である。そのような状況において、松浦市東部工業団地の約60,000㎡を造成したところで、企業が進出し、分譲地の売却が見込めたのか、甚だ疑問が残るところである。		
		ても、全く分譲ができていない。 以上のことから、平成23年当時、松浦市において新たに工業団地を造成しても、早期に企業が進出するとの見込みを持つことは、可能性としては相当 低かったと言わざるを得ず、結果として雇用の創出を生むこともなく、地域が活性化することもないばかりか、松浦市においては、生産性のない土地 保有が拡大することになり、当該土地の管理費ばかりが増大することになることは、容易に想定できたと考えられる。 確かに企業立地は、先を見通し企業ニーズに応える形で整備する必要があることは理解できる。しかし、今回の場合においては、「公共の用、又は直接その用に供するもの」に準じると言えるか疑問が残る状況であったと考察される		
		今回の譲渡が、公共の用又は直接の用に供しないものと認識されていた場合は、原則として公募により一般競争入札により売却することになっていたその場合、旧松浦東高等学校敷地全体の鑑定評価額218,672,000円及び、解体を前提としなければ建物についても売却対象となることから、当該建物の残存価格126,306,966円の合計約3億5千万円弱が売却価格の基礎となったことが考えられる。 実際に、一般競争入札により売却するとなると、測量や地質調査のための費用等が生じることや、普通科高校と異なり、旧園芸高校施設としての広大地あるいは農業実置施設等が数多く存在することから、応札してくる者が現れるか不明であること等が考えられるが、いずれにしても本来一般競争入札により契約を行うべきところ、随意契約により無償で譲渡したことにより、県は、県の財政として収支改善に寄与すべき相当額の歳入を得る機会を喪失してしまったと言える。 県は、今後適正な状況把握に努め、適正な契約ができる体制を整備するよう検討を行うべきと思われる。		

# 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号4.旧松浦東高等学校 財産の処分】

報告書頁 所管 項目	措置状況 措置計画又は今後の方向性	措置状況 措置計画又は今後の方向性
p.191 <sup>教育環境整備課</sup> (2) 議会審議における適正な情報開示について(意見)	しては、予め資料等により財産処分の	予め資料等により財産処分の
今回の譲渡に関しては、平成23年11月定例県議会において審議が行われている。	し、審議を経た上で承認されたものと	議を経た上で承認されたものと
平成23年11月24日付けにて、同課から「旧松浦東高等学校財産の松浦市への無償譲渡について」の文書において、概要の説明がなされている。	りますが、今後はご意見を踏まえ、県	が、今後はご意見を踏まえ、県
当該文書において無償譲渡の根拠として次のような記載がある。	に際しても重要な事項については、よ	ても重要な事項については、よ

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号5.浦上川線仮桟橋鋼材 財産の処分】

報告書頁	 ロー・ログ は	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.193	当該鋼材の売り払いについては、平成23年10月において適正な手続きの下で一般競争入札が行われているが、当該入札に係る予定価格の積算を行うに あたり、8社の業者に見積り依頼を行い、7社から回答があっており、当該見積価格も予定価格算定の参考としている。 当該参考見積の内容は次のとおり。	(措置済) 新たな市場が発生した場合等には、関係機関と協議し、適正な評価を行ってまいります。 なお、今回の鋼材市場については、平成27年9月 における物価資料においても、新たな市場状況の の価格の掲載がなく、新たな市場の価格が公的機	
		関が採用できる程度に一般化していないことを確認しています。	
	ここで注視すべきは、業者間における鋼材残存価格の大幅な差異である。 最高値の業者 と、最安値の業者 との間では、当該価格において約2倍近くの差がある。 建設物価における鋼材スクラップ価格が市場売買価格と近似値であると考えた場合、業者 においては、参考見積価格で買い取りを行い、そのま ま市場に売却しても利益が見込めるが、他の業者 ~ における参考見積価格では到底利益が見込めない価格と言える。		
	さらに、最終的な一般競争入札の結果は次のとおり。		
	【監査結果報告書193頁参照】		
	このように、一般競争入札において業者Aが落札したが、落札価格は鋼材スクラップ価格を基準に算出した予定価格の実に約1.5倍程度の価格であり、最安値である業者Fとは約2倍の価格差異があった。 最安値である業者Fとは約2倍の価格差異があった。 また、単に落札した業者Aのみならず、入札価格の上位3社(業者A・B・C)においては、入札価格にほとんど差がなく、結果として、建設物価におけ る鋼材スクラップ価格が市場売買価格と近似値であると考えた場合においては、そのまま市場で売却しても到底利益が見込めない価格と考えられ、そ の評価には大幅な差異があると言うべきである。		
	以上により考察するに、当該県有財産である鋼材を売り払うにあたり、単にスクラップ鋼材として評価することが果たして適正であったのか、と言う 疑問が生じるのである。		
	このことについて県の担当者へのヒアリング等を行ったが、古いものでは約10年に亘り水中に存在しており、腐食がすすんでいる物も多く存在するのであるから、今までの通例においても、スクラップ鋼材として認識するのが当然であり、その基準で評価すべきである。さらに、積算見積りに採用する建設物価においても、鋼材単価の算定にあたっては、「新品」「中古(新品同様の規格鋼材 新品単価の約9割の価格)」「スクラップ鋼材」の基準の他がなく、また、中古として評価した場合、鋼材の品質に対して県が保証をする必要があり、以上を勘案するとスクラップ鋼材として評価する他ない、とのことであった。		
	確かに、一般的に考えて、そのような評価となることに異論があるわけではないが、それでは上記資料にあるように、業者によって当該鋼材価格の 評価に大幅な差異があること、又、スクラップ鋼材市場単価との整合性についても説明ができない状況であると言える。		
	ここで、現在の世間の鋼材市場について、インターネットのホームページ等において調べた結果、次のような市場であることが考えられる。		
	【監查結果報告書194頁参照】		
	イメージ図にあるように、鋼材市場においては、 の、規格品として使用できない中古鋼材を買い取り、加工して販売する市場が存在しており、全国 多数の業者が存在し、取引が一般化していると考えられる。		
	現在、県においては、イメージ図 の規格品外中古鋼材の買取り市場(以下、「中古買取り市場」と言う。)の存在を認識できておらず、積算見積算 定の基礎となる建設物価においても、当該市場を反映する単価が存在していない状態である。		
	現状では、今回と同様な事案が発生した場合において、十分に中古買取り市場において売買可能な鋼材が存在していても、それより単価が低いス クラップ鋼材での評価にて予定価格の算定を行うことになる。 今回の入札でも存在していたように、応札業者が、仮にスクラップ鋼材での評価しかできない業者のみであった場合、入札が不調とならず、適正な市 場価格からは相当に低い価格での落札があることも考えられ、県の財政として収支改善に本来寄与すべき歳入に、相当額のロスが生じることになる 可能性を含んでいると言える。		
	県は、県有財産について当然に適正な価格での評価を行うべきであり、今後、時代とともに変化する市場状況の把握を行い、新たな市場が発生した 場合等においては、適正に対応すべきである。		

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号6.一般国道202号橋梁整備工事(雪川橋上部工)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.19		(変更理由) 現場環境の再検証により、塗装・防食仕様の見直し及び桁端部塗装範囲の増工を行う。 仮桟橋工において、当初、下部工完了時に一旦撤去予定であった覆工板について、架設作業の円滑化とコスト面のメリットを勘案し、架設完了時まで存置させることによる運搬費の数量減を行う。 照明灯の灯具仕様をナトリウムランプからLEDに変更する。 その他、諸数量の増減を行うものである。 保管されている変更理由書には上記のように記載がなされているが、変更内容を確認したところ、路面の排水対策の排水枡加工が当初の設計には入っておらず、変更契約により追加している事が判明した。 現地の状況によっては、このようなことが発生することも考えられるが、設計当初に最大限考慮できるよう、当初設計の精度を高めるべきであると言える。	しかし、現地で着手したところ、上記の方法では、車両の走行に支障を来す恐れが生じたことから、排水枡を加工することとし、その加工費を追加計上したものです。 通常考慮できる事については、当然、当初設計に計上しますが、当該工事のように着手後に発覚す	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号7·8.長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事(1工区)(2工区)一部変更】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.199			陸上競技場内において、次期建て替え時まで保管 することとしました。	

# 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号9.一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)1号トンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	<b>自路建設課</b>	(1)債務負担行為調書の記載方法について(意見) 当該議案は、契約の締結に関する議案である。平成23年12月22日に仮契約を締結し、当該議決を受けて、平成24年3月16日に本契約となったものである。当該工事の工期は平成24年3月16日から平成25年7月31日と複数年度にわたるため、その前提として、平成22年度一般会計予算審議において、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、議会に示し、承認を得なければならない(債務負担行為)。 地方自治法 (予算の調製及び議決) 第211条 2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。 地方自治施行令 第144条 地方自治法第二百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。	(措置済) (情置済) (情務負担行為の議決事項は「事項、限度額、期間」であり、一つ一つの路線に設定するものではありません。このことから、債務負担行為調書には、その時点で実施する可能性の高い箇所を記載しているものではありません。しかしながら 債務負担行為調書に路線を示すことが、個別に議会の承認を受けているかのような誤解を招くことから、平成26年2月議会から、路線の提示はしないことといたしました。	措置計画又は今後の方向性

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号10.一般国道207号改良事業に伴う道路改良工事】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.204		当該工事に関してはJR九州長崎本線に近接した区間の道路拡幅工事であるため、施行においては軌道敷内の信号移設や鉄道敷の上空及び隣接地で作業を行わなければならない。このため、工事は列車の運行管理及び調整をはかりながらの作業となるため、高度で特殊な技術力が必要となる。このことから鉄道事業者であえ州州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という。)との1社随意契約での工事実施が不可欠である。そこで長崎県(以下、「県」という。)は平成24年2月2日にJR九州と基本協定書を締結し、JR九州の軌道に影響する改良工事についてはJR九州に工事の委託を行い、また、JR九州が実施する改良工事に伴う改良事業の実施に際しては、工事負担金をJR九州院出している。JR九州への工事委託及び負担金拠出においては、国土交通と鉄道事業者の間のて、工事負担金をJR九州院出している。JR九州への工事委託及び負担金拠出の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」について(通知)(平成21年1月22日)(以下、申し合わせという。)に基づき、県とJR九州は、この申し合わせを参考として契約及び負担金拠出の透明性確保のための取組を行ってきたところである。実際に県としては、まずJR九州と基本協定書を締結し、その後年度ごとの実施協定書を作成し、それに基づいた手続きを執行している。「申し合わせ事項」については、国交省と鉄道事業者が協議をして決めている事項であり、国交省からは、関係機関に対して、この「申し合わせ事項」を参考に運用することが通知されている。 「申し合わせ事項」については、国交省と鉄道事業者が協議をして決めている事項であり、国交省からは、関係機関に対して、この「申し合わせ事項」を参考に運用することが通知されている。 「申し合わせ事項」については、国交省と鉄道事業者が協議をして決めている事項であり、国交省からは、関係機関に対して、この「申し合わせ事項」にない書類は提出しない方針であり、この内容を変更するためには、国交省を含め全国的な調整が必要となることから、県がJR九州と直接協議をすることは困難であるが、下記のような問題点も考えられる。 (1)負担金工事、委託工事の積算等について(結果)県では、鉄道事業者が実施する改良工事に伴うJR九州の設備等の改良事業工事(負担金工事)に関する設計及び積算を行っておらず、また、提示されている計画予算、事業費負担額調書には、作業ごとの「一式」等の内容にて金額が記載されているものしかなく、詳細な検査は実施できない状況にある。また、委託工事に関しては、県独自で積算を行い、JR九州から提出された事業費負担額調書と比較検討を行っているが、これについても総額での比較検討をしている状況である。また、委託工事に関しては、県独自で積算を行い、JR九州から提出された事業費負担額調書と比較検討を行っているが、これについても総額での比較検討をしている状況である。また、委託工事に関しては、異独自で積算を行い、JR九州から提出された事業費負担額調書と比較検討を行っており、また、表記を対しているが、また、表記を対しまれた。また、表記は、日本に対しまれた。また、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	鉄道事業者との工事委託に伴う基本協定及び負担 金拠出については、平成21年度に国土交通省と鉄 道事業者の調整会議に基づいて作成された通知 「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透 明性確保の徹底に関する申し合わせ」により実施 しております。 このことから、当該工事の運用については、直接 県で調整することができないため、例年1月頃に 開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省の中で 整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で 国を通じて、JR九州へ要望することとしておりま す。	
p.205		(2)基本協定書について(結果)。 (2)基本協定書について(結果)。 県は年度の事業費総額の40%を限度に前金払いを実施しているが、その事に関しては基本協定書に記載がなされていない。本来は前金払に関する条項 を記載すべきである。また、協定書には損害賠償等の条項も記載されていない。 例えば監査日現在において、現在の工事の進行状況に関して質問したところ、大幅な工事の遅れが生じている状況とのことであったが、何の保証もされない現在の協定書は県としてのリスクが非常に高いものであると言わざるを得ない。	(措置済) 基本協定書の前金払、損害賠償等に関する条項については、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事にある国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。	
p.205		(3)管理費の設定根拠について(結果) 管理費に関しては、計画予算、事業費負担額調書に単に「率による」と記載され、工事額の約6.9%が計上されているが、その根拠に関しては県側も 不明との事である。 上記(1)の記載と同じく、より一層詳細な情報及び資料等を提示することをJR九州に要望すべきである。	(措置済) 管理費の設定根拠については、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。	
p.205		(4)検査方法の見直しについて(結果) 通常の委託工事であれば、検査に関して、請負工事と同等の検査方法を用いて実施すべきであるが、現状では、あくまでJR九州が行っている。 県においてはJR九州からの引渡し時に実際に検査を行っているが、それに関しての相互確認の資料等は作成されておらず、検査の実効性確認のために も書類の整備が必要である。	(措置済) 検査方法の見直しについては、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号12.田尻地区東排水機製作据付工事】

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 207 農村整備i	当該工事は設計価格において、約9割が排水機の製作に要し、残りの約1割がその据付工事に要するものと積算されている。排水機の製作については、検査設備等を備えた相当の工場設備を保有又は確保していなければ製作することが不可能なため、実質的には県内企業単独で応札できる企業はないものと考えられており、実際においても、排水機の製作は大阪にある代表構成員の自社工場で行われ、主ポンプ設備も代表構成員が自主製作している。また、本工事のような工場製作を含む工事の場合においては、工場製作のみを施工している期間は同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は工場製作に係る主任技術者(監理技術者)の専任義務は緩和されており、この工事における工場製作上に係る主任技術者(監理技術者)に関する条件では、工場製作のみの期間は技術者の専任制を義務付けないとされている。国土交通省の「共同企業体の在り方について」における活用の基本方針には、「建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。」、「共同企業体の対象工事については、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保するとともに、受注者においては適正に技術者を配置し、合理的な基準の下で運営することにより工事の適正かつ円滑な施工を行うものとする。」等が掲げられている。	ても「技術者制度運用マニュアル」で「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む建設工事の工場製作のみが行われている期間は、技摘を受けている工場製作のみが行われている期間に、技摘を受けている工場製作のみが行われている期間における技術者については専任ではなく、工事の担定における県内業者の関与をできる限り図ることおります。 くとして、大桥力向上に寄与させていきたいと考えています。 くとして、大桥力の発注にあたっては、エ事の注をります。 くとして、大桥力向とであります。 くとしているといるといるといるといるといるでは、エーランでは、エーランでは、エーランでは、エーランでは、エーラいては、エーラいてのは、エーラいてのは、エーラいてのは、エーラいてのは、エーラいてのは、エーラいてのは、エーラいて、との地方機関へにいくため地方機関へにいくため地方機関へに対していくため地方機関へに対している。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号13.旧長崎南商業高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.211	教育環境整備課	(1)無償譲渡部分に関する根拠法令等の適用誤りについて(結果)	(その他)	
		当該譲渡が随意契約により無償譲渡となった根拠法令の考察に関しては、先述「旧松浦東高等学校財産処分」を参照	ご指摘のあった道路については、工業団地造成	
		今回の無償譲渡に関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。	後、長崎市が法面や緑地等を引き続き管理するために管理用道路として必要なものであり、企業立	
		企業立地用地とした土地の面積25,000㎡については、処分当時の平地部分29,003.95㎡から、危険区域に属する平地部分(多目的広場:引き続き現況のまま長崎市が管理)1,733.47㎡及び造成にあたって設置する公園道路1,345.80㎡・造成緑地850.45㎡を控除し算定している。 当該控除部分に関しては、現況のまま利用する既存緑地である法面部分と合わせて無償譲渡となっているが、その理由としては前述のとおり、「企業立地用地以外の土地については、長崎市が道路、公園・緑地等を引き続き管理することから、長崎市へ譲与する。」とされており、「普通財産の譲与及び減額譲渡に関する事務取扱基準」(以下、「取扱基準」という。)における次の事項を根拠としている。	このため、法面・緑地・水路などと同様に長崎市へ無償譲渡したことは妥当と考えており、改めて長崎市と協議を行う予定はありません。なお、適用条項については、今回のご覧見を踏まえ、今後は、根拠となる条例や規則、関係通知を	
		(平成9年9月2日 総務部長決裁(財政課合議))	的確に踏まえた上で、適正な事務処理に努めてま いります。	
		2.(譲与) 条例第3条第1号の規定により、普通財産を譲与できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)現に道路、水路、公園・緑地の用に供されている県有地を、他の地方公共団体その他公共団体において引き続き同一の用に供するため必要とす る場合。		
		ここで、当該無償部分の内容について考察してみる。		
		A.現況のまま利用する既存緑地である法面部分 現に緑地の用に供されている県有地であり、譲渡後も長崎市が引き続き緑地として管理するため、取扱基準に合致し、無償譲渡は問題ないと考える。		
		B . 平地部分の内、危険区域である多目的広場部分及び危険区域に伴う造成緑地部分 危険区域であり、利用ができないことから、譲渡後も長崎市が引き続き現況の状態で管理するので、取扱基準に合致し、無償譲渡は問題ないと考え る。		
		C.造成にあたって設置する公園道路 公園道路について、県は造成後も長崎市が引き続き緑地等を管理するために必要な道路として無償譲渡としているとの説明であったが、譲渡前の状況 では学校敷地部分であり、道路の用途では使用しておらず、工業団地の造成により新たに設置する部分であり、取扱基準の主旨に合致しないと考え る。		
		よって、今回の譲渡の内、工業団地造成にあたって設置する公園道路については、企業立地用地整備の一部と考えるべきであり、他に根拠となる法令 等もないことから、無償で譲渡することは取扱基準の適用誤りと言わなければならない。		
		以上のことより、本来企業立地用地として譲渡した面積は、平地部分29,003.95㎡から危険区域に属する平地部分1,733.47㎡及び造成緑地部分850.45r 控除した、約26,400㎡とすべきである。		
		売払額を再計算してみる。(千円未満切り上げ)		
		25,000㎡×7,737円 / ㎡ = 193,425,000円 26,400㎡×7,737円 / ㎡ = 204,256,800円		
		解体費用として見積もられた201,240,000円を差し引いても、3,016,800円の譲渡金額が発生することになると考えられる。		
		本契約も済み、長崎市においては分譲も完了しているが、以上の結果を踏まえ、県は長崎市と再度協議すべきである。		

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号13.旧長崎南商業高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	教育環境整備課	(2) 議会審議における適正な情報開示について(意見) 今回の譲渡については、平成24年8月定例月議会にて審議が行われている。 審議に先立ち、県から議案資料として提出された文書は次のとおり。	(措置済) 県議会に対しては、予め資料等により財産処分の 内容を説明し、審議を経た上で承認されたものと 認識しておりますが、今後はご意見を踏まえ、県 議会の審議に際しても重要な事項については、よ リ十分な説明を行うよう努めてまいります。	
'	整備課、管財課	県では「旧松浦東」及び今回の譲渡は、土地の鑑定評価額(売払い額)から建物の解体費用を控除した結果、差し引きマイナスになることにより、結果的に無償譲渡となっていることから財産の売払いではないとしているが、もともと財産の鑑定評価額(売払い額)としては各々1億円~2億円程度であり、財務規則105条の2における限度額50万円を超過している。また、今回の各譲渡は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠としている。結果的に無償譲渡となったとしても、その契約内容については金額的にも重要性が高く、随意契約とした根拠からも、今後、情報公開について十分に検討を行うべきと考える。	一般的に土地と建物(複合不動産)の鑑定評価では、建物を取り壊すことが最有効使用と認められる場合、当該敷地の更地としての価格から建物の解体費用を控除して評価額を決定することになっております。 このことから、契約額とは控除前ではなく控除後の金額であると判断されますので、今回の無償譲については限度額50万円を超過するものではないと考えております。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号16.主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事(吉井1号橋上部工)】

p.218 道路建設課 ()契約書記載内容の不備について(結果) 当該工事に係る語彙契約書を確認したところ、部分払いに関して第38条に記載があり、当該の分払いについての債務負担行為に係る契約の特制に関して第48条に記載がある。 契約書形式として、第38条が原則条項であり、第43条が特則条項であることができない。)記載されているにもかかわらず、特則条項 50条を修正しました。 ある第38条において、部分払いができないように(~この請求は、工期中の回を超えることができない。)記載されているにもかかわらず、特則条項 50条を修正しました。 市の表第43条において部分払いができないように(一个この請求は、工期中の回を超えることができない。)記載されている。 理由としては、債務負担行為事業であるのに、単年度契約時の契約書記載内容によつて作成したためであるとのことであった(中間前金払と部分払の選択)。 このように、前提となる原則条項を覆して特則条項にて請求を許すことは、契約書記載内容として適正ではないと言えることから、早急に修正が必要 7である。 なお、道路建設護所管における今回の監査対象事件について、他に4件、同様に契約書記載内容の不備が発見された。 議会議決案件でない契約も含めて、全庁的に再点検を行い、修正が必要な場合には、早急に修正を行うべきである。 (部分払い) 第38条 受法者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に拠入済みの工事材料及び製造工場棟にある工場製品に対応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次頃から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中()回を超えることができない。 (債務負担行為に係る契約の部分払の特別) 第43条 情務担行為に係る契約の部分払の特別) 第43条 情務担行為に係る契約のおもいて、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受法者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。 - 以下、省略 - 3 各会計年度におれて部分込を請求できる回数は、次のとおりとする。	報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		3 道路建設課	(1)契約書記載內容の不備について(結果) 当該工事に係る請負契約書を確認したところ、部分払いに関して第38条に記載があり、当該部分払いについての債務負担行為に係る契約の特則に関して第43条に記載がある。 契約書形式として、第38条が原則条項であり、第43条が特則条項であることが分かるが、当該工事に係る請負契約書において、前提となる原則条項である第33条において、第38条が原則条項である第43条において、部分払いができないように(~この請求は、工期中0回を超えることができない。)記載されているにもかかわらず、特則条項である第43条において部分払いができないように(~この請求は、工期中0回を超えることができない。)記載されているにもかかわらず、特則条項である第43条において部分払いが平成24年度及び平成25年度において各1回、合計2回請求できるようになっている。理由としては、債務負担行為事案であるのに、単年度契約時の契約書記載内容によって作成したためであるとのことであった(中間前金払と部分払の選択)。このように、前提となる原則条項を覆して特則条項にて請求を許すことは、契約書記載内容として適正ではないと言えることから、早急に修正が必要である。 なお、道路建設課所管における今回の監査対象事件について、他に4件、同様に契約書記載内容の不備が発見された。議会議決案件でない契約も含めて、全庁的に再点検を行い、修正が必要な場合には、早急に修正を行うべきである。 (部分払い) 第38条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場棟にある工場製品に対応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中( )回を超えることができない。 (債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第43条 債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第43条 債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。~以下、省略~	(措置済) が分払い請求可能回数を記入するよう、原則条項38条を修正しました。38条を修正しました。部分払いや中間払い、債務負担行為の場合の支払方法などについて、関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。	旧画山 四人はう夜の万円に

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号16.主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事(吉井1号橋上部工)】

p.219 道路建設課 (2)支払限度額工期の変更について(意見) 当該工事については、債務負担行為事案であることから、各会計年度における請負代金の支払限度額を設定している。

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号17.主要地方道野母崎宿線道路改良工事((仮称)茂木トンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.222	2 道路建設 課 会計課	(入札保証金) 第94条 契約担任者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、入札見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、公有財産の売却に係る入札で予定価格を事前に公表するもの(公有財産売却システムに係る入札を含む。以下「公有財産売却特例入札」という。)については、入札保証金を予定価格の100分の10以上の額とすることができる。 (入札保証金の納付の免除) 第96条 契約担任者は、第94条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 令第167条の5第1項の規定により知事が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないことと	「入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる」という規定は、平成12年の国の通知によります。入札保証金の一部免除の運用基準を認めるかどうかについて、平成27年4月に各番都運府県の状況を調査した結果へ一部免除の運用基準をはいか又は一部免除を行う場合も個別の契約案件ごとに判断しているを置いております。  「のようなことから、本県においても一部免除の運用基準を制定することは困難であると考えております。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号18.一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)3号トンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.224		(1)工期の変更に係る議会への情報開示について (意見)	(その他)	
		当該工事の工事期間は、平成25年3月22日から平成26年9月22日までの550日間であったが、下記変更理由書に示す理由により、平成27年3月30日まで 189日間延長し、739日間に変更している(契約変更請書:平成26年7月25日)。	契約の締結に関する議決については、「契約の目	
		道路整備によって、浸水が懸念される地区との排水対策についての協議に不測の日数を要した。また、当該トンネルの掘削に着手したところ、周辺地		
		山からの浸水が著しく、ポンプによる排水処理を行いながらの作業に不測の日数を要した。 以上により、平成25年度支払限度額工期を平成27年2月27日まで延長する。また、これに伴い本工事の工期を平成27年3月30日まで延長する。	(行政実例 昭和25.12.6)とされていることから、工期は議決事項ではないものと解しておりま	
		以上により、十成20年度又120円度第二期で十成21年2月21日より建立する。よに、C10に中01年上野01日期で十成21年3月30日より建立する。	ら、工物は酸次争項ではないものと解してあります。	
			環境生活委員会の補足説明資料として工期を記載	
		当該契約の基本的な事項については、平成25年3月4日の環境生活委員会において説明され、適否の判断がなされている。委員会説明資料においては、 工事個所、工事内容、契約の相手方、契約金額、工期、契約の方法等が示されており、当該契約の工期は当然ながら「550日」と変更前の工期が示さ		
			めて情報開かはしてのりません。  工期については、あくまでも補足説明として環境	
			生活委員会に示したものであり、変更があったと	
		確かに、現行では、工期について議決事項としていないため、変更の議決は必要ではない。しかし、審議の説明資料として示した内容を変更するもの		
		であることを考慮すると、工期を変更した旨及び理由については、議会に対し情報開示を行うべきであったと言えることから、今後適正な情報開示へ 向けて検討を要すると思われる。	現状の取り扱いとさせていたださまり。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号19.一般県道唐崎岬線道路改良工事(ハトヲキトンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	道路建設課	(1)適正な情報開示(契約の目的)について(意見) 地方自治法第96条に規定されている議会の議決に付すべき契約・財産の取得及び処分については、その金額等において重要な事件であり、当然に審議 は慎重に行わなければならない。当該契約等の事務手続きは当然であるが、決議が適正に行われるよう、執行機関である県側が、議会に対して契約の 目的等適正な情報開示を行い、説明責任を果たしているかも同様に重要である。	(措置済) 補足説明資料の中で「契約の目的」が示されていないものがあったため、平成27年2月議会から、すべての補足説明資料に「契約の目的」を記載した工事概要を添付しております。	用鱼(I) 国人体 / 及び// 行江
		しかしながら、他の議案では補足説明資料に目的を記載した資料を添付しているものもあり、また、行政実例は「議案には工事請負契約書を添付する 必要は別にない」が、「契約の目的、方法、相手方等を明記すればよい」としていることから(昭和25年12月6日自行発代319号佐世保市議会 事務局長宛・行政課長回答)、議会に対して適正な情報開示を行い、説明責任を果たしたという根拠を残す意味でも、議案もしくは補足説明資料に契 約(事業)の目的を明記すべきと考える。		

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号20.長崎港防災安全対策工事(3工区)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.228	港湾課			
p.228	港湾課		「契約金額内の増減のみで総額に変更がないときは議会の再議決は一般的に不要である。」(S45.6.22行政実例)とあることから、契約金額に変更が生じない工事については、再説明は要しないものと考えております。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号21.ストラドルキャリア取得】

(1) 照似なを条例の参加資料と、優速財政が見込めない場所の起係といて「結果)	報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
伴う収入(ストラドルキャリアの使用料収入)をもって、その償還財源としなければならないと言える。 ストラドルキャリアの使用料に関しては、長崎県港湾管理条例により、1台1時間までごとに17,630円と規定されている。 当該起債の説明資料である収支計算においては、次のように記載してある。	報告書頁	所管湾課	(1) 展取なき条例の弾力運用と、循環財源が見込めない環債の起債について(結果) 当該ストラドルキャリアの取得については、その取得に係る支出、及び取得財源となる県債の起債について「港湾施設整備特別会計」に計上されている。 地方財政法及び同施行令において、次のように規定されている。 地方財政法(地方債の制限) 第5条 地方公状団体の廃出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。 (1) 交通事業・ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。) に要する経費の財源とする場合 (2) 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合 (4) 災害応急事業質、災害復旧事業策及び災害教助事業費の財源とする場合 (4) 災害応急事業質、災害復旧事業策及び災害教助事業費の財源とする場合 (4) 災害応急事業質、災害復旧事業策及び災害教助事業費の財源とする場合 (4) 災害応急事業質、災害復日事業を及び災害教助事業費の財源とする場合 (4) 災害応急事業質、災害復日事業を及び災害教助事業費の財源とする場合 (4) 災害応急事業質、災害復日事業のとび決害教助事業費の財源とする場合 (4) 災害応急の事業の公共施設又は公用施設の建設事業費(公人外的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業(係る負担又は助成に要する経費を含む、) 外び以上用古しては公用体設を制定しているがでは、当該地方債を含む、) の財源とする場合 (地方債の偏温年限) 第5条の2 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償温年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設の耐用年数を起るたいようにしなければならない、当該地方債を借り換える場合においても、同様と財源として建設した公共施設の耐用を設定の経営に伴う収入のみをもつて充てることが各額が係。公室と認め合い金銭養を除さ、当該企業の企業の性実上能率的法経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが各額が応と認めらに関値でなると認め合い金銭養を除さ、当該企業の業を関皮に対しているの場合において議会の議決を経たときば、一般会計又は他の特別会計からの婦人による収入をもつてこれにたてなけるならない。但し、災害をの他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときば、一般会計又は他の特別会計からの婦人による収入をもつてこれに充定な対策を発信、とびできる。 地方財政法施行令(公室主義) 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(措置済) 平成27年10月より、使用者からの申請に対して港湾管理条例第17条第2号による使用料減免措置を実施済みです。 起債の償還については、これまでの起債制度においては、償還期間内の減価償却費を超えた不足分を他会計からの繰入で補い、補った分を耐用年数以内での使用料で賄う制度となっており、地方公営企業法17条の2・二で認められているものであるため、支障はないと考えております。 るため、受賞はないと考えております。なお、償還年数の問題については、平成27年日1月14日付けで財務省理財局により、平成27年度以外の起債貸付は機器の耐用年数と起債償還期間が一致するよう変更となったことから、今後この問題は生じません。	措置計画又は今後の方向性

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号21.ストラドルキャリア取得】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		このように、十分に採算が取れるとの予測により起債されている。 ここで、当該2台のストラドルキャリアを整備し、使用が始まった平成26年度(監査時点における平成26年11月まで)と、旧ストラドルキャリアを使 用していた平成25年度における、使用料の推移を確認してみる。		
		【監査結果報告書231頁参照】		
		以上のように、2基体制となった平成26年度においても、実績では年換算で500万円にも遠く及ばない使用料収入となっており、起債時に予測・説明した年間使用量収入予定額11,001,120円の4割程度に止まっている。 このままでは、公営企業債償還に30年以上を必要とし、法定耐用年数である17年を優に超過することとなり地方財政法に反することとなる。		
		何放、このように収入予測に乖離が生じているのか理由の確認を行った。 収入推移を見ても分かるように、平成26年度においても月平均の使用時間は20時間程度であり、週3便の月4週と考えると、2基合計で1日平均1.7時間 程度しか稼働していないことになるが、各日のコンテナ量から推測するに、とてもそのような時間ではコンテナの移動は不可能と考えられる。		
		このことについて、港湾漁港事務所において担当者へヒアリングを行った。 説明によると、実際には、ストラドルキャリアの実稼働時間の内、コンテナを掴んでいる時間のみを使用時間としてカウントし、使用料を算定して いるとのことであった。		
		つまり、コンテナ移動のために、当該コンテナへ向かって移動している時間はカウントせずに、コンテナに到着し、実際に掴んで移動し、目的場所へ降ろすまでの時間のみをカウントしていることになり、総合的に考察すると、実稼働時間の約半分の時間と考えられ、実稼働時間通りに使用料を算定した場合には、収入予測と遜色ない金額になると言える。 ストラドルキャリアの使用料として条例に定められている金額は、使用料であることから、当然に実稼働時間により算定を行うべきであることは		
		高うまでもない。 このような取扱いを行っている理由については、荷役機械の使用料を抑えることにより、港湾事業振興に寄与させるためであり、以前よりこのような算定方法で使用料を徴収していたとのことであるが、当該取扱いを定めた公文書や当該算定方法を指示した課内の通知等は一切存在していない。		
		ここで問題なのは、条例に定められているにも関わらず、何の根拠も持たず現場の運用により使用料の算定をし、結果的に減免措置を勝手に 行っていることであり、条例の意図に反する取扱いを行っている事を鑑みると、明らかに条例違反であると言う他ない。		
		また、起債の償還に関しては、実際に借り入れた元利償還額と比較し、貨物量の推移見込みから耐用年数17年以内での償還は可能との回答がなされたが、実際の償還年数15年以内では返済できず、公営企業における経費負担の原則に反することになる。		
		以上を踏まえ、早急に適正な措置を講じるべきである。		
		(現在の起債制度は、実際の償還期間と耐用年数に基づく料金回収期間のずれが発生することとなり、償還期間内の不足する部分を他会計等から補うような制度設計がなされており、費用収益対応の原則からいえば課題もある。なお、平成27年1月14日に財務省理財局から発表された通知「財政融資資金の貸付条件の変更について」においては、設備等の耐用年数と起債の償還年数を合致させる旨の方向である。) 使用料算定の根拠資料(参考)		
		【監査結果報告書234頁参照】		
p.235 渚			(措置済) 今後、契約案件を上程する議会において、使用料 の徴収見込み等の説明資料を提示し、償還計画の 説明を行ってまいります。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号24.看護研究研修センター(仮称)等新築工事】

股告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
2.237 医療人材対策	建替前の建物は、午前中から夕方までに授業を行う佐世保市立看護学校と夜間に授業を行う長崎県立の看護学校とで共用しており、施設については土	今後は説明資料等において、より丁寧な説明を 行ったうえでご審議いただけるよう努めてまいり ます。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号25.長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室の校舎取得】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	<b>育環境整備</b> 鼷	(1)契約曹末作成について(意見) 果の事務において、通常財産の取得時には契約曹玄作成し双方取り交わしを行う。 当該契約曹の作成については、県における財務規則において以下のように規定されている。 (契約書) 第100条 契約担任者が、契約をしようとするときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約曹玄作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。 (1) 契約の目的 (2) 契約金額 (3) 履行期限及び契約保証金に関する事項 (4) 契約履行の場所 (5) 契約代金の支払くは受領の時期及び方法 (6) 監督及び検査 (7) 履行の週帯で他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (6) 監督及び検査 (9) かし担保責任 (9) かし担保責任 (10) 契約に関する紛争の解決方法 (11) その他必要な事項 (第10) 契約に関する紛争の解決方法 (11) その他必要な事項 (第10) 契約に関する場合においては、特に理由のあるものを除き、前2条の規定を適用しない。 (契約書の省略) 第100条 250万円をよるに指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。 前項の諸書又は承諾書には、契約書の例に準じ、必要な事項を記載しなければならない。 (契約書の省略) 第100条 250万円を見えない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。 (3) 物品売払の場合においては、特に理由のあるものを除き、前2条の規定を適用しない。 (1) 100万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。 (3) 物品売払の場合において、賈受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。 (3) 物品売払の場合において監査を行かた起す。 (4) 世分売りに付さるとき。 (3) 物品売払の場合において監査を行った生果、通常保証するべき契約書が作成されていなかったことと影情の対応等、リスクに対する事項も贈り込まれる。 今後は、「公職者間の合意内容を明らかにすることが実践の関係に考えられば、必ずしも契約書と言う形式にこだわる必要はないと言える。 しかし、今回、一教室取得に関して監査を行った生と、通常がは、当該事項まで織り込まれている契約書を下入ていないこと及び資書・協定書においてリスク対の事項が傾り込まれているかったことを整めれば、当該事項まで織り込まれているがご覧とし、可以交わしを行っていれば、予定通りに登記が完了しない事に関する責任の所在を明らかにすることができたと考えられる。 今後は、一体整備による負担金の支出により財産を取得する場合においても、通常の財産取得時と同様に、契約書を作成し、取り交わしを行うことが要と言える。	取得時と同様に、契約書を作成のうえ契約を締結することといたします。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号26.一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)2号トンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.24		(1)年度ごとの支出負担行為の決裁について(意見) 県出納局が発行している「財務会計事務の手引(平成22年3月)」の73ページに、支出負担行為の内容及び形式に関する特例的な扱いとして、下記のとおり記載されている。 (債務負担行為の手続き 契約時には、全体金額の支出負担行為決議書を財務オンラインシステムで作成する。 決裁は、の全体額で行い、の決裁欄を斜線で抹消する。 初年度中の変更、支払は、により行う。 次年度当初、支払限度額の支出負担行為決議書を財務オンラインシステムで作成する。 決裁は、の全体額で行い、の決裁欄を斜線で抹消する。 初年度中の変更、支払は、により行う。 次年度当初、支払限度額の通知を行うときに、当該年度の支出負担行為決議書を端末機で作成し、決裁欄を抹消する。 以下 と同様。 議会の議決を要する場合の手続き 仮契約のための支出負担行為決議書を端末機により作成し、決裁を受ける。 仮契約日を支出負担行為決議書の整理日(仮契約日と付記)に記入する。 議会の議決により、本契約日を支出負担行為決議書の整理日(本契約日と付記)に と併せて2段書きする。 当該案件についても、この特例的な扱いにしたがって、平成25年度から平成27年度の全体金額により仮契約締結何及び債務負担行為決議書をワードファイルで作成起案し、決裁を受けており、財務会計システムに入力し作成した初年度支払限度額分の支出負担行為決議書については、決裁を受けていない(取扱者欄の押印のみで、決裁欄は抹消している)。 また、当該案件は、その後の支払限度額の増額、減額、繰起においても同様に、財務会計システムに入力作成した支出負担行為決議書の決裁は受けていない(取扱者欄の押印のみで、決裁欄は抹消している)。 また、当該案件は、その後の支払限度額の増額、減額、繰起においても同様に、財務会計システムに入力作成した支出負担行為決議書の決裁は受けていない。 このように、財務会計システムに入力した金額等の情報については、取扱者以外の者によるチェックがなされないこととなっている。このため、入力内容に誤りがあったとしても、その時点においては発見されない可能性が高くなる。 確かに、入力が誤っていたとしても、その時点においては発見されない可能性が高くなる。 確かに、入力が誤っていたとしても、その時点においては発見されない可能性が高くなる。 確かに、入力が容の誤りは適時に発見することが望ましい。 しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。 しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。 しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。 しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。 しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。 したがって、内部統制でいうところの予防的(事前的) 統制活動として、財務会計システムに入力した年度ごとの支出負担行為についても、チェックできるような可以を対しても、対対に対しても同様である。	債務負担行為にかかる「仮契約締結何及び支出負 担行為決議」については、財務会計システムで作成した 全体金額(複数年度分)の支出負担行為決議書で 全体金額(複数年度分)の支出負担行為決議書で 決裁を受けております。 年度ごとの決議書は、既に決裁をうけた全体金額 に伴うシステムの入力作業であることから、ある に伴うシステムの入力作業であることから、あり ためて決裁を受ける必要はないと解しますが、予 防的統制活動という意味で、チェックできる体制 を整えるため、年度ごとの支出負担行為を班長ま で供覧することといたしました。	

### 議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号28.主要地方道有川新魚目線道路改良工事((仮称)広瀬トンネル)】

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 243 道路建設	工事において請負代金が減額となる場合については、変更の理由が減額となる内容のものばかりではなく、減額と増額とを差し引きした結果、減額と	減額変更については、先例により議会に諮る必要がないものと判断していましたが、今回の指摘を踏まえ、平成27年2月議会から、減額変更についても議会に諮ることとし、主要な増減理由についても説明をしております。	